

保健福祉部

1 救急医療 3 - 4

(1) 在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成 3 年 10 月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和 52 年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※ 1 当番日につき、内科：3 医療機関、外科：2 医療機関の当番体制

（5 月の連休及び 1 月、2 月は、内科 4、外科 2、年末年始は、内科 4、外科 2、眼科 1、耳鼻科 1）

※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成 16 年度から国・県補助金は廃止

○ 診療科目別内訳（平成 30 年度） （単位：人）

診療科目	①佐賀市民	②その他	合計①+②	割合（％）
内科・小児科	6,488	1,082	7,570	61.5
外科・整形外科・脳神経外科	2,702	806	3,508	28.5
その他	868	366	1,234	10.0
合 計	10,058	2,254	12,312	100.0

○ 初診、再診別内訳 （単位：人）

初診・再診の別	診 療 科 目		①佐賀市民	②その他	合 計①＋②
	初診患者	内科・小児科	5,540	950	6,490
		外科・整形外科・脳神経外科	2,215	721	2,936
		その他	598	314	912
		小 計	8,353	1,985	10,338
	再診患者	内科・小児科	948	132	1,080
		外科・整形外科・脳神経外科	487	85	572
		その他	270	52	322
		小 計	1,705	269	1,974
	合 計		10,058	2,254	12,312

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和 54 年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科 1・外科 1 を 1 組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の 3 市で運営（内科 1・外科 1 を 1 組）している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内市（2 市）から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

※ 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、佐賀県医療センター好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和 60 年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、平成 17 年に救命救急センターとして指定を受けている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（平成 30 年度）

ア 患者数等

（単位：人）

内 訳	内 科	小児科	外 科 整形外科 脳外科	産婦人科	その他	合 計
入 院	104	22	85	19	12	242
外 来	2,031	10	988	20	57	3,106
合 計	2,135	32	1,073	39	69	3,348

イ 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入 院	16	8	24	79	139	218	242
外 来	0	8	8	111	2,987	3,098	3,106
合 計	16	16	32	190	3,126	3,316	3,348

(3) 救急医療情報システム

昭和 57 年 3 月 1 日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成 4 年 3 月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備により、サービスの向上が図られている。

当該救急医療情報システムは、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、インターネット等を利用し、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

なお、財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営は平成 19 年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

(4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和 61 年 8 月 3 日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成 12 年 4 月 8 日に「ほほえみ館」東側に「佐賀市休日等急患センター」として歯科と小児科を開設し、平成 15 年 1 月 12 日には休日歯科診療所のみ「ほほえみ館」内へ移設した。現在は県病院跡地（水ヶ江）に移設した「佐賀市休日等急患センター」内にて平成 30 年 4 月 15 日から休日歯科診療所を運営している。

管理運営については、平成 18 年 4 月 1 日から佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定している。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町（4 市 1 町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和 61 年 8 月 3 日
延 床 面 積	100.12 m ²
診 療 日	日曜日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日
診 療 時 間	午前 9 時 30 分～午後 4 時
電 話 番 号	0952-24-1426

② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数

（単位：人）

市町村名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
診 療 日 数	71	71	71	70	72
佐 賀 市	615	609	565	554	665
多 久 市	24	22	44	29	36
小 城 市	105	88	105	100	101
神 埼 市	69	82	62	55	68
吉 野 ヶ 里 町	14	14	16	16	32
そ の 他	77	84	108	106	120
合 計	904	899	900	860	1,022

③ 佐賀市休日歯科診療所の運営費（事業費と指定管理料）

年 度	事 業 費	指定管理料
平成 30 年度	15,001,993 円	4,267,544 円

(5) 佐賀市休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成 12 年 4 月 8 日に「佐賀市休日等急患センター」（佐賀市休日夜間こども診療所）を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成 17 年 9 月 1 日から「平日夜間」（午後 8 時から午後 10 時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第二次・第三次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成 18 年 4 月 1 日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

平成 30 年 4 月 9 日に、ほほえみ館敷地内（兵庫北）から県病院跡地（水ヶ江）に移転した。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成 12 年 4 月 8 日
延 床 面 積	444.01 m ²
診 療 日	年間 365 日
診 療 時 間	土曜日 : 午後 5 時～午後 10 時 日曜日・休日 : 午前 9 時～午後 10 時 平日 : 午後 8 時～午後 10 時
電 話 番 号	0952-24-1400

② 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数 (単位：人)

市町村名	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計
佐 賀 市	2,206	7,432	9,638	2,175	7,892	10,067	2,201	7,988	10,189
多 久 市	98	337	435	68	299	367	64	270	334
小 城 市	341	1,423	1,764	356	1,514	1,870	299	1,313	1,612
神 埼 市	246	771	1,017	282	860	1,142	238	760	998
吉野ヶ里町	82	238	320	84	269	353	66	247	313
その他県内	183	657	840	149	643	792	162	666	828
県 外	83	502	585	79	571	650	81	593	674
合 計	3,239	11,360	14,599	3,193	12,048	15,241	3,111	11,837	14,948

③ 佐賀市休日夜間こども診療所の運営費(事業費と指定管理料)

年 度	事 業 費	指定管理料
平成 30 年度	169,388,796 円	0 円

※ 平成 30 年度については、決算が黒字であったため、指定管理料は 0 円となった。

(6) 看護学校運営費補助事業

平成 18 年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じていたことから、平成 20 年度から看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の 4 市 1 町（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年 度	補助金額	うち佐賀市負担額
平成 30 年度	12,657,000 円	8,926,346 円

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（平成 31 年 3 月末現在）（単位：人）

課 程	生徒定員				生徒数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程（看護科）	80	80	80	240	76	76	84	236
看護高等課程（准看護科）	80	80		160	76	76		152
合 計	160	160	80	400	152	152	84	388

③ 卒業生の進路状況（単位：人）

区 分		平成 30 年度		
		専門課程	高等課程	計
就職	佐 賀 市	37	45	82
	多 久 市	2	2	4
	小 城 市	11	9	20
	神 埼 市	0	4	4
	吉 野 ヶ 里 町	3	0	3
	そ の 他 県 内	6	5	11
	県 外	21	1	22
	小 計	80	66	146
進 学		0	5	5
その他（未就職等）		3	4	7
合 計		83	75	158

2 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 3-4

本計画は、本市の健康づくり施策に関する基本的な考え方について定めるものであり、「第2次佐賀市総合計画」の方針に沿った健康づくりに関する個別計画として策定した市民の生涯を通じた健康づくりのための計画である。

計画策定にあたっては、「第2次佐賀県健康プラン（佐賀県健康増進計画）」や国の「健康日本21（第2次）」の基本的方向性を踏まえながら、本市において策定している「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次佐賀市食育推進基本計画」、「佐賀市国民健康保険佐賀市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画」、「佐賀市高齢者保健福祉計画」、「佐賀市自殺対策計画」等とも整合性を図っている。

(1) 策定の目的

市民の生活習慣の改善及び環境整備等を図ることで、健康寿命を延伸することを目的とする。

(2) 基本理念

全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3) 基本方針

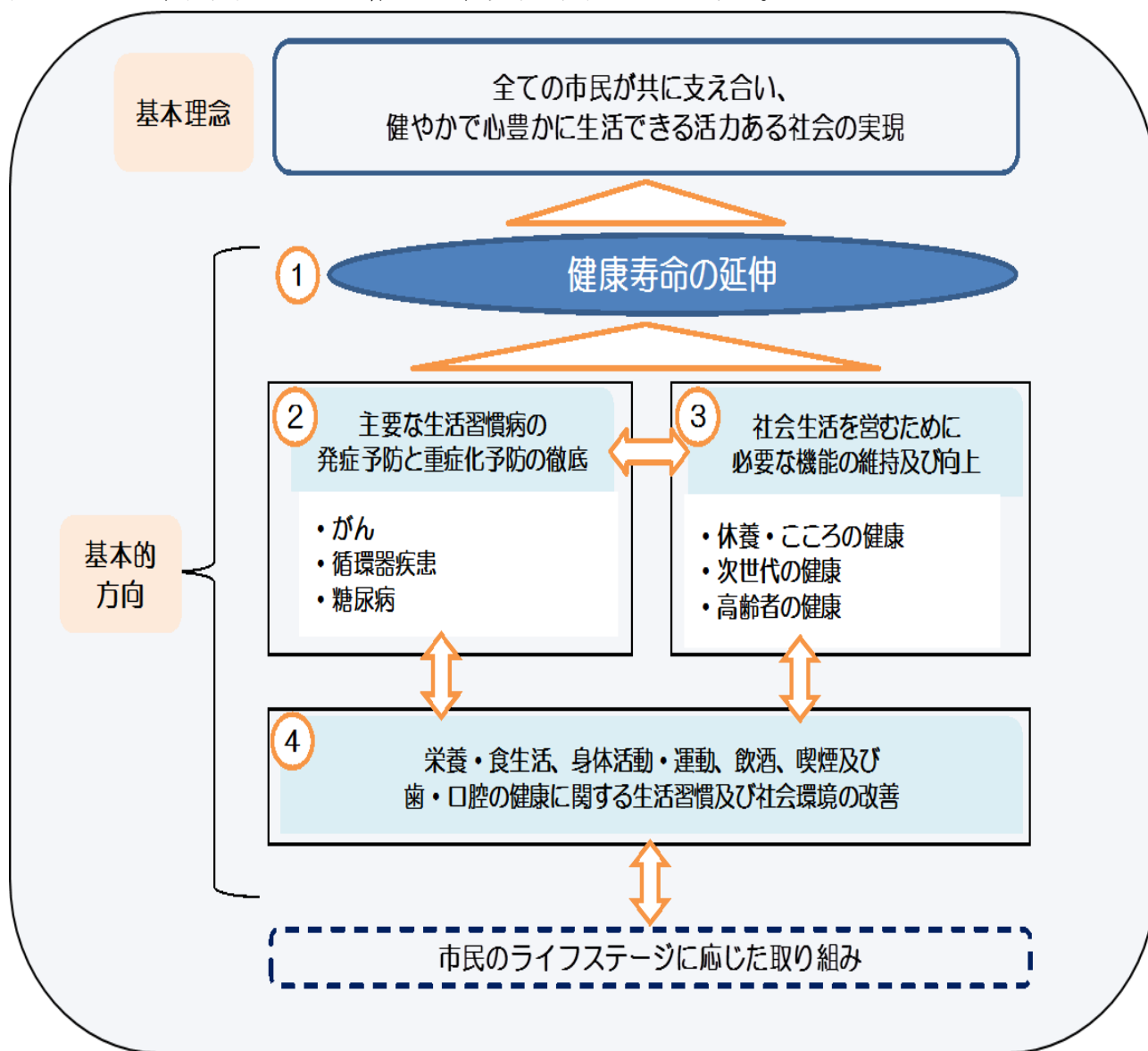
- ① 健康寿命の延伸
- ② 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

(4) 計画の期間

本計画は、平成26年度で終了した「いきいきさがし21」と「すこやか親子計画」を引き継ぎ、市民の生涯を通じた健康づくりのための計画として策定したもので、計画期間を平成27年度から令和5年度までの9年間とする。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、中間年度である令和元年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(5) 第二次計画の基本理念と基本的方向

急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、個々人の生活習慣の改善に加え社会環境の改善を図るとともに、前計画の理念を踏まえて、以下を計画の理念とする。



(6) 「いきいきさがし21（第2次）」の目標項目

基 本 的 方 向	施 策 の 柱	目 標 項 目
健康寿命の延伸		
I 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	1 がん	ア がんによる死亡の減少 イ がん検診受診率の向上
	2 循環器疾患	ア 脳血管疾患・虚血性心疾患による重症化予防及び死亡の減少 イ 高血圧の改善 ウ 脂質異常症の減少 エ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少 オ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上
	3 糖尿病	ア 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少 イ 治療継続者の割合の増加 ウ 合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少 エ 糖尿病有病者の増加の抑制
II 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	1 休養・こころの健康	ア 自殺者の減少 イ 睡眠による休養を十分に取れていない人の割合の減少 ウ 産後うつ病スクリーニング高得点者(EPDS9点以上)へのフォロー体制の充実
	2 次世代の健康	◇切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ア 20歳代女性のやせの人の割合の減少 イ 全出生数中の低出生体重児の割合の減少 ウ 乳幼児健康診査の確実な受診の推進 エ 予防接種の普及 オ 小児救急医療の充実 ◇学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ア やせ、肥満傾向にある子どもの割合の減少 イ 身体活動・運動の推進 ウ 思春期における保健対策の推進 ◇子どもの健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進 ア 事故防止対策の推進 イ 児童虐待防止対策の推進 ウ 地域における子育て支援の充実
	3 高齢者の健康	ア 中重度の要介護者(要介護2、3、4、5)の増加の抑制 イ 低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制
III 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善	1 栄養・食生活	ア 適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少) イ 適切な量と質の食事をとる人の増加
	2 身体活動・運動	ア 運動習慣者の割合の増加
	3 飲酒	ア 生活習慣病のリスクを高める量(1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上)を飲酒している人の割合の減少 イ 未成年者の飲酒率の減少 ウ 妊娠中の飲酒率の減少
	4 喫煙	ア 成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる) イ 未成年者の喫煙率の減少 ウ 妊娠中の喫煙率の減少 エ 受動喫煙の機会を減少
	5 歯・口腔の健康	ア 乳幼児・学童期におけるむし歯のない子どもの割合の増加 イ 歯周病を有する人の割合の減少 ウ 歯周病検診を受診する人の増加 エ 歯の喪失防止

ライフステージ別の目標項目

◇ 目標項目

全体目標	健康寿命の延伸	胎児(妊婦)	0歳	18歳	20歳	40歳	65歳	75歳	死亡
重症化予防の徹底予防と	がん	◇がん検診の受診率の向上							◇がんによる死亡の減少
	循環器疾患	◇脳血管疾患・虚血性心疾患による重症化予防 ◇高血圧の改善 ◇脂質異常症の減少 ◇メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少 ◇特定健診・特定保健指導の受診率の向上							◇脳血管疾患・虚血性心疾患による死亡の減少
	糖尿病	◇糖尿病有病者の増加の抑制 ◇治療継続者の割合の増加 ◇合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少◇糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少							
社会生活の維持及び向上のために必要な	休養・こころの健康	◇産後うつ病スクリーニング高得点者(EPDS9点以上)へのフォロー体制の充実 ◇睡眠による休養を十分に取れていない人の割合の減少							◇自殺者の減少
	次世代の健康	◇20代女性のやせの人の割合の減少 ◇全出生数中の低出生体重児の割合の減少 ◇乳幼児健康診査の確実な受診の推進 ◇予防接種の普及 ◇小児救急医療の充実 ◇身体活動・運動の推進 ◇妊娠中の飲酒率の減少 ◇やせ、肥満傾向にある子どもの割合の減少 ◇妊娠中の喫煙率の減少 ◇思春期における保健対策の推進 ◇事故防止対策の推進 ◇児童虐待防止対策の推進 ◇地域における子育て支援の充実							
	高齢者の健康	◇中重度の要介護者(要介護2、3、4、5)の増加の抑制 ◇低栄養・傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制							
栄養・食生活、身体活動・運動、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の	栄養・食生活	◇適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少) ◇適切な量と質の食事をとる人の増加							
	身体活動・運動	◇運動習慣者の割合の増加							
	飲酒	◇妊娠中の飲酒率の減少	◇未成年者の飲酒率の減少	◇生活習慣病のリスクを高める量(1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g、女性20g以上)を飲酒している人の割合の減少					
	喫煙	◇妊娠中の喫煙率の減少	◇未成年者の喫煙率の減少	◇受動喫煙の機会の減少 ◇成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる)					
	歯・口腔の健康	◇乳幼児・学童期におけるむし歯のない子どもの割合の増加 ◇歯周病を有する人の割合の減少 ◇歯周病検診を受診する人の増加 ◇歯の喪失防止							

(7) 評価項目一覧

I 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

【いきいき佐賀市21(第2次)】					参考:国【健康日本21(第2次)】						
分野	項目	市の現状値		市の目標値	データソース	項目	国の現状値		国の目標値		
がん	ア がんによる死亡者の減少					■75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 (10万人当たり)					
	■佐賀県における75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人当たり)		平成24年	減少傾向へ	令和5年	①	75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人当たり)	84.3	平成22年	減少傾向へ	令和4年
	・肝及び肝内胆管	9.4 (佐賀県)									
	・乳房	12.5 (佐賀県)									
	・子宮	5.0 (佐賀県)									
	・胃	10.0 (佐賀県)									
	・気管、気管支及び肺	14.8 (佐賀県)									
	・大腸	11.0 (佐賀県)									
	■標準化死亡比		平成14年～24年			③					
	・肝及び肝内胆管	174.8									
	・乳房	113.9									
	・子宮	108.7									
	・胃	97.4									
	・気管、気管支及び肺	97.2									
	・大腸(直腸S状結腸移行部及び直腸)	87.2									
	イ がん検診の受診者の増加										
	■佐賀市におけるがん検診受診率				②	■がん検診の受診率の向上					
	・胃がん	14.4%	平成25年度	40%		令和5年度	胃がん	(男性) 36.6%	平成22年	50.0%	令和4年
	・肺がん	19.2%						(女性) 28.3%			
	・大腸がん	19.9%						(男性) 26.4%			
	・子宮がん	52.1%	平成24年度	60%		令和5年度	大腸がん	(女性) 23.0%			
	・乳がん	43.7%						(男性) 28.1%			
								(女性) 23.9%			
	・子宮頸がん	37.7%									
	・乳がん	39.1%									
	■佐賀市における精密検査受診率										
	・胃がん	85.4%	平成24年度	90%		令和5年度					
	・肺がん	85.0%									
・大腸がん	72.8%										
・子宮がん	79.8%										
・乳がん	87.0%										

	【いきいき佐賀市21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】						
分野	項目	市の現状値		市の目標値		データソース	項目	国の現状値			国の目標値		
循環器疾患	ア 脳血管疾患による死亡者の減少						■脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少(10万人当たり)						
	・脳血管疾患の標準化死亡比(全体)	94.9	平成14年～平成24年	減少傾向へ	令和5年	③	・脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率(10万人当たり)	脳血管疾患	虚血性心疾患	平成22年	脳血管疾患	虚血性心疾患	令和4年
	(男性)	91.4					・(男性)	49.5	36.9		41.6	31.8	
	(女性)	99.2					・(女性)	26.9	15.3		24.7	13.7	
	イ 高血圧の改善(脳血管疾患や虚血性心疾患を発症する危険度が高い人の割合の減少)						■高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)						
	・Ⅱ度高血圧の人の数と割合	263人(2.5%)	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・収縮期血圧の平均値(男性)	138mmHg		平成22年	134mmHg		令和4年度
	・Ⅲ度高血圧の人の数と割合	49人(0.5%)					・収縮期血圧の平均値(女性)	133mmHg			129mmHg		
	ウ 脂質異常症の減少						■脂質異常症の減少						
	・LDLコレステロール値が160mg/dl以上の人の割合	13.8%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・LDLコレステロール値が160mg/dl以上の人の割合	男性 8.3%		平成22年	7.7%		令和4年度
								女性 11.7%					
エ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少						■メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少							
・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	27.7%	平成25年度	平成20年度(26.3%)対比10%減少	令和5年度	④	・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群	1,400万人		平成20年度	平成20年度と比べて25%減少		令和4年度	
オ 特定健診・特定保健指導の実施率の向上						■特定健診・特定保健指導の実施率の向上							
・特定健診受診率	27.1%	平成25年度	60%	令和5年度	⑤	・特定健康診査の実施率	41.3%		平成21年度	(市町村国保)60%		令和5年度	
・特定保健指導実施率	49.4%		60%			・特定保健指導の実施率	12.3%			(市町村国保)60%			
糖尿病	ア 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少						■合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少						
	・糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	22人	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑥	糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	16,247人		平成22年	15,000人		令和4年度
	イ 治療継続者の割合の増加						■治療継続者の割合の増加						
	・HbA1c(NGSP値)6.5%以上のうち糖尿病の内服治療を受けている人の割合	54.5%	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	④	・治療継続者の割合	63.7%		平成22年	75.0%		令和4年度
	ウ 合併症予防のための目標値を超える人の割合の減少						■血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少						
	・HbA1c(NGSP値)7.0%以上の人の割合	4.7%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合	1.2%		平成21年度	1.0%		令和4年度
エ 糖尿病有病者の減少						■糖尿病有病者の増加の抑制							
・HbA1c(NGSP値)6.5%以上または糖尿病の内服治療中の人の割合	11.9%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④	・糖尿病有病者数	890万人		平成19年	1,000万人		令和4年度	

II 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

	【いきいき佐賀市21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】					
分野	項目	市の現状値		市の目標値		データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値		
休養・こころの健康	ア 自殺者の減少						■自殺者の減少					
	・自殺死亡率 (人口10万人当たり)	20.8	平成 25年	減少 傾向へ	令和 5年	⑦	・自殺死亡率 (人口10万人 当たり)	23.4	平成 22年	(自殺総合対 策大綱) 平成27年対 比30%以上 減少	令和 8年	
	イ 睡眠による休養を十分に取れていない人の割合の減少						■睡眠による休養を分に取れていない人の減少					
	・睡眠による休養を十分に 取れていない人の割合	すべての 年代で 20%超	平成25 年度	15%	令和 5年度	⑧	・睡眠による休 養を十分に取 れていない人 の割合	18.4%	平成 21年	15.0%	令和 4年度	
次世代の健康	ア 20歳代女性のやせの人の割合の減少											
	・20歳代女性のやせの割合	26.0%	平成25 年度	減少 傾向へ	令和 5年度	⑨	(「栄養・食生 活」の分野に掲 載)					
	イ 低出生体重児の割合の減少						■適正体重の子どもの増加					
	・全出生中の 低出生体重児の割合	8.9%	平成 24年	減少 傾向へ	令和 5年度	③	・全出生数中の 低出生体重児 の割合	9.6%	平成 22年	減少 傾向へ	令和 5年	
	ウ 妊娠中の飲酒率・喫煙率の減少											
	・妊娠中の喫煙率	4.0%	平成25 年度	減少 傾向へ	令和 5年度	⑨	(「喫煙」の分 野に掲載)					
	・妊娠がわかってからの 飲酒率	1.2%					(「飲酒」の分 野に掲載)					
	エ 肥満傾向にある子どもの割合の減少											
・男子における 肥満傾向児出現率			減少 傾向へ	令和 5年度	⑩	・小学5年生の 中等度・高度 肥満傾向児の 割合	(男子) 4.6%	平成 23年	減少 傾向へ	令和 5年		
・女子における 肥満傾向児出現率							(女子) 3.39%					
高齢者の健康	ア 中重度の要介護者(要介護2～5)の増加の抑制						■介護保険サービス利用者の増加抑制					
	・中重度の要介護者のうち認 知症、脳血管疾患、骨折・転 倒が原因疾患の人の数	2,716人	平成 25年	現状 維持	令和 5年	⑪	・介護保険サー ビス利用者数	452万 人	平成24 年度	657万人	令和 7年度	
	・1号被保険者における 中重度の要介護者の割合	6.2%	平成 25年	減少 傾向へ	令和 5年							
	イ 低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の増加の抑制						■低栄養傾向(BMI 20以下)の高齢者の割合の 増加の抑制					
	・低栄養傾向の人の割合	16.8%	平成25 年度	現状 維持	令和 5年度	⑫	・低栄養傾向の 者の割合	17.4%	平成 22年	22.0%	令和 4年度	

Ⅲ 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

	【いきいき佐賀市21(第2次)】					参考:国【健康日本21(第2次)】					
分野	項目	市の現状値		市の目標値	データソース	項目	国の現状値		国の目標値		
栄養・食生活	ア 適正体重を維持している人の割合(肥満及びやせの減少)					■適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)					
	・【再掲】20歳代女性のやせの割合	26.0%	平成25年度	減少傾向へ 令和5年度	⑨	・20歳代女性のやせの者の割合	29.0%	平成22年	20.0%	令和4年度	
	・【再掲】全出生数中の低出生体重児の割合	8.9%	平成24年度		③	(「次世代の健康」分野に掲載)					
	・【再掲】肥満傾向にある子どもの割合				⑩						
	男子における肥満傾向児出現率										
	女子における肥満傾向児出現率										
	・30～60歳代男性の肥満者の割合	30.2%	平成25年度	④	・20～60歳代男性の肥満者の割合	31.2%	平成22年	28%	令和4年度		
	・40～60歳代女性の肥満者の割合	19.3%	平成25年度	④	・40～60歳代女性の肥満者の割合	22.2%		19%			
	・【再掲】低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	16.8%	平成25年度	現状維持	④	(「高齢者の健康」分野に掲載)					
	イ 【再掲】高血圧の改善(脳血管疾患や虚血性心疾患を発症する危険度が高い人の割合の減少)										
・Ⅱ度高血圧の人の数と割合	263人(2.5%)	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④						
・Ⅲ度高血圧の人の数と割合	49人(0.5%)										
ウ 【再掲】脂質異常症の減少											
・LDLコレステロール値160mg/dl以上の人の割合	13.8%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④						
エ 【再掲】糖尿病有病者の減少											
・HbA1c(NGSP値)6.5%以上および糖尿病の内服治療中の人の割合	11.9%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	④						
身体活動・運動	ア 運動習慣者の増加										
	・運動習慣者の割合(1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人)	40～74歳34.9%	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	⑧	・運動習慣者の割合	20～64歳24.3% 65歳以上41.9%	平成22年	20～64歳34% 65歳以上52%	令和4年度
飲酒	ア 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少					■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少					
	・(男性)1日当たりの純アルコール摂取量が40g以上の人の割合	11.9%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑧	・(男性)1日当たりの純アルコール摂取量が40g以上の人の割合	15.3%	平成22年	13%	令和4年度
	・(女性)1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の人の割合	5.8%					・(女性)1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の人の割合	7.5%		6.4%	
	イ 【再掲】妊娠中の飲酒率の減少					■妊娠中の飲酒をなくす					
	・妊娠がわかってからの飲酒率	1.2%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	・妊娠中の飲酒率	8.7%	平成22年	0%	令和5年

	【いきいき佐賀市21(第2次)】						参考:国【健康日本21(第2次)】					
分野	項目	市の現状値		市の目標値		データソース	項目	国の現状値		国の目標値		
喫煙	ア 成人の喫煙率の減少						■成人の喫煙率の減少					
	・男性の喫煙率	25.2%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑬	・成人の喫煙率	19.5%	平成22年	12.0%	令和4年度	
	・女性の喫煙率	4.7%										
	イ 【再掲】妊娠中の喫煙率の減少						■妊娠中の喫煙をなくす					
	・妊娠中の喫煙率	4.0%	平成25年度	減少傾向へ	令和5年度	⑨	・妊娠中の喫煙率	5.0%	平成22年	0.0%	令和5年	
	ウ 受動喫煙の機会の減少						■受動喫煙の機会を有する者の割合の低下					
	・禁煙・完全分煙認証施設数	577件	平成25年度	増加傾向へ	令和5年度	⑭	・日常生活で受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合	行政機関 16.9%	平成20年	行政機関 0%	令和4年度	
						医療機関 13.3%		医療機関 0%				
						職 場 64%		平成23年	受動喫煙の無い職場の実現	令和2年		
						家 庭 10.7%		平成22年	家 庭 3%	令和4年度		
						飲食店 50.1%			飲食店 15%			
歯・口腔の健康	ア 乳幼児・学童期におけるむし歯のない子どもの割合の増加						■乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加					
	・3歳児のむし歯のない人の割合	72.0%	平成24年度	80%	令和5年度	⑮	・3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県数	6都道府県	平成21年	23都道府県	令和4年度	
	・12歳児の1人平均むし歯数	0.83本	平成25年度	1.0本未満の維持		⑯						・12歳児の一人平均う蝕数が1.0歯未満である都道府県数
	イ 歯周病を有する人の割合の減少						■歯周病を有する者の減少					
	・40歳代における進行した歯肉炎を有する人の割合	23.5%	平成21～25年度過去5年間の平均	現状維持	令和5年度	⑰	・40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	37.3%	平成17年	25%	令和4年度	
	ウ 40歳で喪失歯のない人の割合						■歯の喪失防止					
	・40歳で喪失歯のない人の割合	75.8%	平成21～25年度過去5年間の平均	現状維持	令和5年度	⑰	・40歳で喪失歯のない者の割合	54.1%	平成17年	75%	令和4年度	

【データソース】

- ①国立がん研究センターがん対策情報センター「部位別75歳未満年齢調整死亡率」
- ②佐賀市がん検診結果
- ③保健統計年報(佐賀県)
- ④佐賀市特定健診結果
- ⑤特定健診・特定保健指導実施結果総括表〔特定健診等データ管理システム(国保連合会法定報告)〕
- ⑥佐賀県健康増進課人工透析患者数調
- ⑦厚生労働省「自殺白書」
- ⑧特定健診問診票による聞き取り(佐賀市)

- ⑨ブレマアンケート(佐賀市)
- ⑩学校保健統計
- ⑪佐賀中部広域連合認定審査会データ・高齢福祉課要介護認定者数
- ⑫佐賀市特定健診結果(65歳以上75歳未満)
- ⑬30代の健診・特定健診問診票による聞き取り(佐賀市)
- ⑭佐賀県禁煙・完全分煙認証施設数
- ⑮3歳児健康診査
- ⑯定期健康診断
- ⑰佐賀市歯周疾患検診

3 保健予防 3-4

(1) 概要

高齢化の急速な進展や過食、偏食等の食生活の変化などに伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は全死因の半数以上を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっており、生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みが重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても健康寿命の延伸をめざし、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めています。

○ 佐賀市における主要死因別死亡者数・死亡割合（平成 29 年）

順 位	主 要 死 因	死亡者数 (人)	割 合 (%)
1	悪 性 新 生 物	776	29.5
2	心 疾 患	313	11.9
3	脳 血 管 疾 患	235	8.9
4	肺 炎	185	7.0
5	老 衰	154	5.9
6	不 慮 の 事 故	82	3.1
7	腎 不 全	49	1.9
8	慢性閉塞性肺疾患	41	1.6
9	大動脈瘤及び解離	38	1.4
10	糖 尿 病	33	1.3
11	肝 疾 患	31	1.2
12	高 血 圧 性 疾 患	29	1.1
	そ の 他	662	25.2
その他	合 計	2,628	100.0

※割合については、端数処理のため合計が 100 になっていない。

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（平成 30 年度）

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)	自己負担額
特 定 健 診	佐賀市国民健康保険の 加入者で40～74歳の者	〔必須〕 問診、身体計測、理学的 検査、血圧測定、尿検査、血 液検査 〔詳細〕 心電図、貧血、クレア チニン、眼底検査	(集団) 5,788	1,000円
			(個別) 7,020	
健康増進法に基づく健 康診査	40歳以上の者で生活保 護世帯に属する者	〔必須〕 問診、身体計測、理学的 検査、血圧測定、尿検査、血 液検査 〔詳細〕 心電図、貧血、クレア チニン、眼底検査	(集団) 5,788	無 料
			(個別) 7,020	

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)	自己負担額
30代の健診	30～39歳の者	問診、身体計測、血圧、尿検 査、血液検査 新規：B型C型肝炎検査 C型：C型肝炎検査 B型：B型肝炎検査	(集団)	700円
			30～39歳の新規	
			30～39歳のC型のみ	
			30～39歳のB型のみ	
			30～39歳の継続受診者	
肝炎ウィルス検査	特定健診、 後期高齢者健診受診者	新規：B型C型肝炎検査 C型のみ：C型肝炎検査 B型のみ：B型肝炎検査	(集団)	無 料
			40歳以上のB型C型肝炎検査実施	
			40歳以上のC型のみ	
			40歳以上のB型のみ	
結 核 検 診	65歳以上の者	胸部X線検査	(集団) 撮影	無 料
肺 が ん 検 診	40歳以上の者	胸部X線検査 ハイリスク者には、3日間連続 の喀痰検査	(集団) 読影(65歳以上)	無 料
			撮影+読影(40～65歳未満)	
			喀たん	
胃 が ん 検 診	40歳以上の者	胃部X線検査	(集団)	無 料
子 宮 が ん 検 診	20歳以上の女性	視診、内診、細胞診	(集団) 頸部	500円
			(個別) 頸部	1,300円
			頸部・体部	2,100円
			頸部細胞診検査	
			頸部・体部細胞診検査	
H P V 検 査	30歳以上で子宮頸がん 検診を同時受診する者	ウイルス検査	(集団)	1,000円
			(個別)	
乳 が ん 検 診	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査(40歳代は2 方向、50歳以上は1方向)	(集団) X線検査(1方向)	500円
			X線検査(2方向)	
			(個別) X線検査(1方向)	
			X線検査(2方向)	
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の者	便潜血反応検査(2日法)	(集団) 便潜血検査	無 料
			(個別) 問診等	
			便潜血検査	
歯 周 病 検 診	20歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士 のブラッシング指導	歯科医師の診察(委託)	無 料
			ブラッシング指導(直営)	
前 立 腺 が ん 検 診	50歳以上の男性 * 佐賀市国保の特定健 診、後期高齢者健診又 は生活保護者の健診と の同時実施	P S A 検 査	(集団)	500円
			(個別)	
骨粗しょう症検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性	超音波検査	(集団)	500円
		問診、エックス線検査等	(個別)	1,400円

健(検)診 の 種 類	受診者数 (人)	再掲〔要精密者数〕(人)		
		積極的支援	動機付け支援	情報提供
特 定 健 診	12,692	397	1,286	11,009
健康増進法に基づく健康診査	82	6	13	63

※精密結果は、令和元年5月末現在の数値を掲載

※精密結果は、令和九年3月末現在の数値を掲載

健(検)診 の 種 類	受診者数 (人)	要精密者数 (人)	要精密率 (%)	精密結果内訳 (人)				
30代の健診	268	29	10.8	要医療	要観察		異常なし	
				1	4		3	
肝炎ウィルス検査	901							
結 核 検 診	6,156	80	1.3	活動性	陳旧性		その他	異常なし
				0	1		28	14
肺 が ん 検 診	9,950	142	1.4	肺がん	がん疑い		その他	異常なし
				0	8		42	31
胃 が ん 検 診	4,931	508	10.3	胃がん	がん疑い		その他	異常なし
				2	4		246	57
子 宮 が ん 検 診	頸がん 9,616 (再掲：体部) (277)	320 (3)	3.3 (1.1)	子宮がん	高度異形成 (CIN3)〔上 皮内がん含 む〕	軽～中等度 異形成 (CIN1～2)	その他	異常なし
HPV検査	4,373			7	16	121	43	59
乳 が ん 検 診	6,958	415	6.0	乳がん	がん疑い		その他	異常なし
				17	3		148	129
大 腸 が ん 検 診	11,601	919	7.9	大腸がん	がん疑い		その他	異常なし
				16	0		363	90
歯 周 病 検 診	753	496	65.9	治療	経過観察		指導	他機関紹介
				152	13		1	1
前立腺がん検診	2,854	202	7.1	前立腺がん	がん疑い		その他	異常なし
				19	0		62	28
骨粗しょう症検診	837	162	19.4	骨粗鬆症	骨粗鬆症以外		異常なし	
				44	2		16	

4 母子保健 3-4

(1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊娠届をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健の向上の充実強化を図る。

○ 受診状況（平成 30 年度）

	交付数 (枚)	延受診者 (人)	受診率 (%)	1枚あたりの 補助単価
うぐいす 【基本項目】	16,002	12,710	79.4	5,000 円
ピンク 【基本項目・超音波検査】	1,778	1,647	92.6	11,400 円
オレンジ 【基本項目・血液検査】	1,778	1,795	101.0	15,550 円
浅黄 【基本項目・クラミジア】	1,778	1,825	102.6	8,540 円
レモン 【基本項目・血糖検査】	1,778	1,746	98.2	12,950 円
薄紫 【基本項目・GBS】	1,778	1,652	92.9	8,000 円
償還払い		346		
合計	24,892	21,721		

(2) 産婦健康診査事業

産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図るため、産後 2 週間の時期に産婦の健康診査を実施することで、産後の初期段階に支援が必要な母子を早期に把握し支援をおこない、医療機関等の関係機関と妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図る。妊娠届出時に産婦健康診査受診票を 1 人 1 枚交付する。

○ 受診状況（平成 30 年度）

対象者数	受診者数		フォローなし		フォローあり	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1,846	1,505	81.5	1,219	81.0	286	19.0

(3) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

○ 実施状況（平成 30 年度）

妊 婦		産 婦		新生児 ※1		未熟児		乳 児 ※2		幼 児		その他		総 計	
実 ※3	延 ※4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
119	149	1,844	3,581	122	125	180	189	1,583	3,185	439	616	37	62	4,324	7,907

※1 未熟児除く、※2 新生児・未熟児のぞく、※3 実人員、※4 延人員

(4) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査票は 1 人 4 枚交付する。

○ 受診状況（平成 30 年度）

対象者 (人)	延 べ 交付数	受 診 者 数				延べ受 診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果 (人)				
		1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目			正 常	要指導	要観察	要精密 ※1	要治療
1,855	7,420	1,975	1,885	1,704	1,534	7,098	95.7	5,860	811	159	268	

※1 管理中の者を含む

(5) 乳幼児健康相談

対象者	従 事 者	方 法 ま た は 内 容
乳幼児	保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 助 産 師 事 務	○妊婦や乳幼児を持つ親の、悩みや不安等の相談に個別に対応している。また、母親同士の交流・情報交換の場となっている。 ○日程：年間 76 回（平成 30 年度実績） ○内容：身体計測、発達チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳相談・歯科相談・見え方・きこえ方の相談）

○ 実績（平成 30 年度）（人）

年度	保健師相 談	栄養士相 談	歯科衛生 士相談	助産師相 談	相談来所 者数
	延人数	延人数	延人数	延人数	延人数
30	1,542	735	392	488	1,713

(6) 子育て専門相談室

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	臨床心理士 保健師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について臨床心理士による個別指導を行う。

○ 実績（平成 30 年度）（人）

乳 幼 児	
実人数	延人数
115	160

(7) すくすく子育て相談会

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	相談員（NPO 法人それいゆ） 保健師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、行動面や育児に関して不安等がある保護者および児について相談員と保健師が個別の相談を行う。

○ 実績（平成 30 年度）（人）

乳 幼 児	
実人数	延人数
63	70

(8) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では、平成 10 年度から子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、その修了者に活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成 21 年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

<活動内容>

- ① 乳児訪問による問題の早期発見と解決への橋渡し
- ② 母子保健事業の案内やおしえてマップによる情報提供
- ③ 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等
- ④ マタニティーコンサート開催
- ⑤ 子育て応援隊だより作成

○ 活動実績（平成 30 年度）

推進員数	訪問（件数）		報告会 （件）	研修会 （件）	自主 活動 （件）	その他の 協力活動 （件）	合計
	乳 児 （延）	妊婦・幼児 （延）					
112	1,642	247	387	319	629	99	3,323

(9) 親子セミナー（親子生活習慣病予防事業）

親と子どもの生活習慣病予防を目的に、妊娠期から乳幼児期までを4つのセミナーで構成し、生活リズム、食生活、運動等の説明を行い早期からの生活習慣病予防の意識啓発を行う。

事業内容

○ 妊婦セミナー（おなかの赤ちゃんのためにできること）

対 象	従 事 者	方 法 また は 内 容
妊婦	保 健 師 栄 養 士 歯 科 医 歯 科 衛 生 士	○日程：年間12回(月1回) ○会場：ほほえみ館 ○内容：妊娠高血圧・妊娠糖尿病等の生活習慣病についての講話、妊娠中の栄養のとり方についての講話、妊婦のむし歯・歯周疾患予防の講話、ブラッシング指導、唾液中のむし歯菌数チェック、歯科医師による健診

○ 3～6 か月児セミナー（子どもの生活習慣と離乳食）

対 象	従 事 者	方 法 また は 内 容
3～6 か月児	保 健 師 栄 養 士	○日程：年間12回(月1回) ○会場：ほほえみ館 ○内容：生活リズムと発達についての講話 離乳食のすすめ方の講話と試食 教室参加者への絵本の購入補助

○ 7～10 か月児セミナー（子どもの生活習慣と親子体操）

対 象	従 事 者	方 法 また は 内 容
7～10 か月児	保 健 師 栄 養 士 健康運動指導士	○日程：年間12回(月1回) ○会場：ほほえみ館 ○内容：生活リズムと発達についての講話 離乳食のすすめ方の講話 健康運動指導士による親子体操

○1 歳～1 歳 5 か月児セミナー（子どもの生活習慣とむし歯予防）

対 象	従 事 者	方 法 また は 内 容
1 歳～ 1 歳 5 か 月児	保 健 師 歯 科 医 歯 科 衛 生 士	○日程：年間 12 回（月 1 回） ○会場：ほほえみ館 ○内容：生活リズムと発達についての講話 歯科保健講話、歯科健診 フッ化物塗布（希望者のみ）

○実績（人）

平成 30 年度	参加者数
妊婦セミナー	213
3～6 か月児セミナー	631
7～10 か月児セミナー	303
1 歳～1 歳 5 か月児セミナー	288

(10) 1 歳 6 か月児健康診査

幼児初期の身体発育及び精神発達面を把握する上で、歩行や言語発達等のはじまる 1 歳 6 か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいを持った幼児を早期に発見し、心身障害の進行を防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関する適切な指導を行い、保護者の育児負担の軽減と幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、1 歳 6 か月児を対象に一般健康診査と歯科健康診査を実施している。

また、希望者にフッ化物塗布を平成 15 年 6 月から開始した。

○ 一般健康診査（平成 30 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1,941	1,918	98.8	668	34.8	537	535	56	122	

○ 歯科健康診査（平成 30 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数 (本)	1 人あたり のむし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
1,941	1,917	98.8	1,893	98.7	24	1.3	55	0.03

(11) 3 歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に内科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への育児支援を図る。

○ 一般健康診査（平成 30 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
2,179	2,160	99.1	826	38.2	474	469	129	262	

○ 歯科健康診査（平成 30 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数 (本)	1 人あたり のむし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
2,179	2,160	99.1	1,737	80.4	423	19.6	1,471	0.68

(12) 幼児の歯科保健

平成 15 年 6 月より、1 歳 6 か月児健康診査時に希望者にフッ化物塗布を行い、更に平成 17 年 4 月からは乳児歯科保健教室（歯やか歯やか教室）を実施していたが、平成 28 年度 4 月よりこれを廃止し、1 歳～1 歳 5 か月児セミナーにて実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

① フッ化物洗口事業（平成 30 年度）

対象者：4 歳児、5 歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	対 象 園 児 数 (人)			実 施 者 数 (人)			希望率 (%)
	4 歳児	5 歳児	総園児数	4 歳児	5 歳児	総実施者数	
52	1,185	1,192	2,377	1,106	1,125	2,231	93.9

② フッ化物塗布事業（平成 15 年 6 月より開始）

ア 対象者

- i 乳児（1 歳～1 歳 5 か月児）セミナーの対象児（保護者が希望する者）（平成 28 年 4 月～）
- ii 1 歳 6 か月児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成 15 年 6 月～）
- iii 3 歳児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成 18 年 4 月～）

イ 実績

○ 1 歳～1 歳 5 か月児セミナー（平成 30 年度）

歯 科 受 診 者	288 人
フッ化物塗布者	277 人
塗 布 率	96.2%

○ 1 歳 6 か月児健康診査（平成 30 年度）

健 診 受 診 者	1,917 人
フッ化物塗布者	1,747 人
塗 布 率	91.1%

○ 3 歳児健康診査（平成 30 年度）

健 診 受 診 者	2,160 人
フッ化物塗布者	1,800 人
塗 布 率	83.3%

※ 継続的なフッ化物塗布を推進するため、歯科医師会の協力のもと、1 歳～1 歳 5 か月児セミナー参加者、1 歳 6 か月児健診受診者を対象に、受診より 6 か月以内に、フッ化物塗布を 1 回のみ 500 円で、協力歯科医院で実施

(13) 不妊治療費助成事業

不妊治療費は高額であるため平成 19 年度から治療費の一部を助成することにより、子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減している。平成 28 年度 4 月 1 日以降に治療が終了した特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の申請においては、初めて申請する方やそのうち治療開始年齢が 35 歳未満の方について助成の拡充を行う。

① 事業内容

- ア 対象者 佐賀市に 1 年以上住民登録している戸籍上の夫婦
- イ 対象の治療 人工授精・体外受精・顕微授精（健康保険の対象とならない分）
- ウ 所得制限 前年の夫婦の合計所得額で 730 万円未満
- エ 助成金額 治療費から佐賀県の助成金又は助成金相当額を差し引いた額の 7 割で 1 年度（4 月から 3 月まで）10 万円まで
- ※拡充内容
体外受精・顕微授精について初めて申請する者に年度内上限に 5 万円を上乗せ、その申請者のうち妻の治療開始時年齢が 35 歳未満の申請者にはさらに 5 万円上乗せ
- オ 助成期間 通算 5 年度まで

② 実績（平成 30 年度）

助 成 件 数	269 件
助 成 額	25,098,305 円
妊 娠 率	24.5%

(14) 養育医療給付事業

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う。（平成 25 年 4 月開始）

① 実績（平成 30 年度）

給 付 人 員
59 人

② 出生時の体重の状況

出生時の 体 重	1,000g 以下	1,001g 以上 1,500g 以下	1,501g 以上 1,800g 以下	1,801g 以上 2,000g 以下	2,001g 以上 2,300g 以下	2,301g 以上 2,500g 以下	2,501g 以上	計
新規給付 決 定 実 人 員	人 8	人 17	人 8	人 9	人 4	人 2	人 6	人 54

(15) 母子保健情報アプリ等活用事業

母子保健や子育てに関する情報等を時期に応じて効果的に提供する母子保健情報アプリを発信し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりをすすめる。また本アプリを入れたタブレットを活用して、保健指導や訪問活動を実施する。

平成 30 年度登録者数 4,259 人

5 予防接種事業 3-4

(1) 予防接種事業の概要（平成 30 年度）

法	種 別	対 象 者	対 象 者 数 (人)	接 種 者 数 (人)	接 種 率 (%)	実 施 時 期	委 託 先	接 種 方 法	医師委託料 (接種1回当たり)	自 己 負 担 額
予 防 接 種 法	B C G	1 歳に至るまで	1,812	1,888	104.2	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個 別	8,715 円	無料
		対象者数は年度末人口で抽出、接種者数は年度内に接種した者（転入者を含む）								
	B型肝炎	1 歳に至るまで	5,631	5,632	100.0				8,218 円	
	二種混合 ジフテリア 破傷風	11 歳以上 13 歳 未満（標準接 種：小学 6 年 生）	2,182	1,844	84.5				5,637 円	
	麻しん	第 1 期：1 歳か ら 2 歳に至るま で	1,948	1,867 (1,867)	95.8				8,532 円 (12,009 円)	
		第 2 期：5 歳以 上 7 歳未満で小 学校就学前の 1 年間にある者	2,082	2,038 (2,038)	97.9				7,128 円 (10,605 円)	
		接種者数の（ ）は、麻しん風しん混合 接種者数							()は麻しん 風しん混合 接種委託料	
	風しん	第 1 期：1 歳か ら 2 歳に至るま で	1,948	1,867 (1,867)	95.8				8,532 円 (12,009 円)	
		第 2 期：5 歳以 上 7 歳未満で小 学校就学前の 1 年間にある者	2,082	2,038 (2,038)	97.9				7,128 円 (10,605 円)	
		接種者数の（ ）は、麻しん風しん混合 接種者数							()は麻しん 風しん混合 接種委託料	

法	種 別	対 象 者	対 象 者 数 (人)	接 種 者 数 (人)	接 種 率 (%)	実 施 時 期	委 託 先	接 種 方 法	医 師 委 託 料 (接種1回当たり)	自 己 負 担 額
予 防 接 種 法	日本脳炎	第1期：生後6か月から7歳6か月に至るまで	6,518	8,434	129.4	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個 別	3歳の誕生日の前々日まで 8,985円 3歳以上 7,581円	無料
		第2期：9歳以上13歳未満 (標準接種：小学4年生)	3,901	2,509	64.3					
	インフルエンザ	65歳以上又は60歳以上65歳未満で特定の障害を持つ者	62,885	34,467	54.8	10月 ～ 12月	県医師会 県国保連合会 (支払事務) その他医療機関、養護老人ホーム等		3,673円 (生活保護者は、自己負担額が無料のため5,173円)	1,500円
	不活化ポリオ	生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまで	640	43	6.7	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)		3歳の誕生日の前々日まで 11,523円 3歳以上 10,119円	無料
	四種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ	生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまで	8,867	7,638	86.1				3歳の誕生日の前々日まで 13,111円 3歳以上 11,707円	
	ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2月以上60月(5歳未満) 接種者数の()は、延接種者数	8,415	1,902 (7,576)	90.0				3歳の誕生日の前々日まで 10,659円 3歳以上 9,255円	

法	種 別	対象者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	実施 時期	委託先	接種 方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自己負担 額
予防接種法	小児用肺炎球菌	生後2月以上 60月（5歳未満） 接種者数の（） は、延接種者数	8,415	1,903 (7,592)	90.2	通 年	県医師会 県国保連合会 （支払事務）	個 別	3歳の誕生日の前々日まで 13,413円 3歳以上 12,009円	無料
	HPV （子宮頸がん予防）	小学6年から高校1年に相当する女子 接種者数の（） は、延接種者数	5,528	6 (21)	0.1				16,621円	
	水痘	生後12月から36月に至るまで（誕生日の前日まで）	3,928	3,575	91.0				3歳の誕生日の前々日まで 10,497円 3歳以上 9,093円	
	高齢者肺炎球菌 ※1	65歳以上	14,471	6,718	46.4		県医師会 県国保連合会（支払事務）		5,877円 （生活保護者は、自己負担額が無料のため 8,377円）	2,500円
		60歳以上65歳未満で特定の障害を持つ者	127	3	2.4		その他医療機関、養護老人ホーム等			

※ 周知の方法：「市報さが」やホームページに予防接種の対象年齢等を掲載し、周知徹底を図っている。

- ・麻しん及び風しん（2期）、二種混合、日本脳炎、高齢者肺炎球菌は個別通知する。
- ・乳幼児の予防接種については、出生の翌月に予防接種手帳を送付する。

※ 接種不可者の医師委託料については一律3,045円。

※1 高齢者肺炎球菌については、平成30年度は年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象。

6 佐賀市保健福祉会館 3 - 4

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を設置している。

現在ほほえみ館内には、人権・同和政策・男女参画課や福祉団体の事務所を配置し、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

(1) 施設の概要

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ① 所在地 | 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 (TEL 0952-30-0100) |
| ② 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建て |
| ③ 延床面積 | 5,642 m ² |
| ④ 総事業費 | 24 億 8,999 万 8 千円・・・地域福祉推進特別対策事業 |
| ⑤ 建設期間 | 平成 4 年度から平成 6 年度 |
| ⑥ 竣工 | 平成 6 年 10 月 |
| ⑦ 供用開始 | 平成 7 年 4 月 |

(2) 利用案内

- | | |
|---------|--|
| ① 開館時間 | 午前 9 時から午後 5 時 30 分（利用時間は午前 9 時から午後 5 時） |
| ② 休館日 | 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） |
| ③ 使用申込み | 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付 |

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面 積	収 容 人 員	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
① 教養講座室(和室)	125 m ²	70 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
② 健康料理講習室	125 m ²	50 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
③ 視聴覚室	204 m ²	100 人	3,240 円	4,320 円	7,560 円
④ 音楽演劇室	83 m ²	32 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
⑤ 趣味の講座室	104 m ²	32 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
⑥ 軽スポーツ室	270 m ²	150 人	3,240 円	4,320 円	7,560 円
			(個人利用) 1 回につき 210 円		

(4) 貸室の利用実績

利用区分	室名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)
一般貸出	① 教養講座室(和室)	155	3,277	177	3,985	187	3,393	173	3,158
	② 健康料理講習室	114	2,101	119	2,163	96	1,671	117	2,155
	③ 視聴覚室	98	7,276	107	7,522	116	8,813	144	9,744
	④ 音楽演劇室	240	5,346	251	6,182	114	2,244	242	5,537
	⑤ 趣味の講座室	229	5,314	293	6,693	330	6,590	483	7,477
	⑥ 軽スポーツ室	204	5,812	206	5,024	212	5,977	185	5,861
	小計	1,040	29,126	1,153	31,569	1,055	28,688	1,344	33,932
事業利用	① 教養講座室(和室)	48	129	48	129	27	398	7	194
	② 健康料理講習室	22	736	22	736	12	362	11	367
	③ 視聴覚室	8	283	8	283	0	0	0	0
	④ 音楽演劇室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 趣味の講座室	0	0	0	0	6	44	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	53	2,104	53	2,104	19	475	38	577
	小計	131	3,252	131	3,252	64	1,279	56	1,138
合計	① 教養講座室(和室)	203	3,406	225	4,114	214	3,791	180	3,352
	② 健康料理講習室	136	2,837	141	2,899	108	2,033	128	2,522
	③ 視聴覚室	106	7,559	115	7,805	116	8,813	144	9,744
	④ 音楽演劇室	240	5,346	251	6,182	114	2,244	242	5,537
	⑤ 趣味の講座室	229	5,314	293	6,693	336	6,634	483	7,477
	⑥ 軽スポーツ室	257	7,916	259	7,128	231	6,452	223	6,438
	合計	1,171	32,378	1,284	34,821	1,119	29,967	1,400	35,070

7 保健センター 3-4

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

(1) 保健センター施設概要

名 称	住 所	建設年	建物（延床）面積	構 造	備 考
富士保健運動センター	富士町大字古湯 2685 番地 （富士支所内）	平成 21 年	193.29 ㎡	鉄筋コンクリート 3 階建（2 階の一部）	保健相談室、子育て支援室、健康増進室、男女更衣室、シャワー室
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	平成 14 年	755.91 ㎡	木造平屋建	事務室、診察室、調理実習室、多目的ホール、流水浴施設、会議室、リラクゼーションルーム、
川副保健センター	川副町大字鹿江 442 番地	昭和 60 年	761.31 ㎡	鉄筋コンクリート 2 階建	事務室、診察室、集団指導室、保健指導・健康相談室、多目的室、会議室
東与賀保健センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地 （東与賀保健福祉センター内）	平成 4 年	630.00 ㎡	鉄筋コンクリート 2 階建（1 階部分）	事務室、診察室、歯科検査室、消毒室、機能訓練室、集団指導室、健康相談室、調理実習室
久保田保健センター	久保田町大字新田 3323 番地	平成 12 年	740.30 ㎡	鉄骨平屋建	事務室、資料室、診察室、検尿室、消毒室・薬品保管室、保健相談室兼指導室、栄養指導室、多目的ホール

(2) 保健センター利用人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
富士保健運動センター	1,505 人	1,294 人	1,269 人	1,162 人
三瀬保健センター	5,513 人	5,166 人	4,771 人	4,514 人
川副保健センター	5,806 人	5,375 人	5,172 人	4,309 人
東与賀保健センター	3,960 人	3,712 人	5,588 人	5,235 人
久保田保健センター	4,673 人	6,874 人	4,974 人	4,705 人
計	21,457 人	22,421 人	21,774 人	19,925 人

8 佐賀勤労者総合福祉センター 3-4

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成 2 年 12 月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成 15 年 7 月 31 日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

(1) 施設の概要

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ① 所在地 | 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 (Tel 33-0003) |
| ② 敷地面積 | 4,500 m ² |
| ③ 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建て |
| ④ 建物総面積 | 2,203.606 m ² |
| ⑤ 建設費総額 | 7 億 9,500 万円 |
| ⑥ 竣工 | 平成 2 年 12 月 25 日 |

(2) 利用案内

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 開館時間 | 午前 9 時から午後 9 時 |
| ② 休館日 | 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） |
| ③ 使用申込み | 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付 |
- ※ 多目的ホールでの体育利用は、使用日の 1 月前からの受付

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面積	収容 人員	利用形態	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
①教養文化室	93 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
②視聴覚室	96 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
③研修室	79 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
④大会議室	98 m ²	72 人		1,720 円	2,530 円	2,530 円
⑤小会議室	43 m ²	12 人		790 円	1,250 円	1,250 円
⑥多目的ホール	493 m ²	406 人	ホール利用	4,610 円	6,340 円	6,340 円
			体育利用	1,250 円	1,720 円	1,720 円
⑦多目的室	80 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円

※ 平成 23 年度末にトレーニング室を改修し、平成 24 年度から多目的室となっている。

(4) 貸室の利用実績

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
①教養文化室	633	11,425	628	12,318	669	11,542	662	11,236	649	11,387
②視聴覚室	752	18,645	756	20,380	702	18,931	729	19,518	680	17,777
③研修室	724	18,006	721	18,116	721	17,250	718	17,035	705	17,226
④大会議室	677	31,739	695	33,234	652	32,266	661	32,263	662	32,634
⑤小会議室	784	7,501	784	7,549	733	7,015	704	6,829	686	6,295
⑥多目的ホール	691	97,145	690	99,218	727	107,981	504	84,448	731	112,931
⑦トレーニング室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧多目的室	811	19,125	779	18,352	738	17,739	762	18,673	784	18,806
計	5,072	203,586	5,053	209,167	4,942	212,724	4,740	190,002	4,897	217,056

9 高齢者の福祉

(1) 高齢者人口の推移 **3-2**

高齢者人口は平均寿命の伸長、死亡率の低下等により年次を追って増加している。

年 度	人口総数 (人)	高齢者人口区分（65 歳以上）（人）					総数に対 する比率 (%)
		65 歳～ 69 歳	70 歳～ 74 歳	75 歳～ 79 歳	80 歳 以上	計	
平成 26 年度	235,162	16,020	13,023	11,050	19,655	59,748	25.41
平成 27 年度	234,621	17,543	12,313	11,227	20,187	61,270	26.11
平成 28 年度	234,152	17,969	12,282	11,600	20,625	62,476	26.68
平成 29 年度	233,341	17,621	13,138	11,669	21,012	63,440	27.19
平成 30 年度	232,629	17,048	14,161	11,945	21,166	64,320	27.65

（住民基本台帳人口：各年度 3 月末現在）

(2) 高齢者の実態 **3-2**（平成 30 年 4 月 1 日現在）※佐賀市高齢者実態調査による

① 65 歳以上人口の内訳

佐賀市の人口
233,341 人

※平成 30 年 3 月 31 日現在

うち 65 歳以上	社会福祉施設・老健 施設入所者数 (市外の施設も含む)	病院入院者数	在宅高齢者	そ の 他
63,464 人	4,869 人	1,441 人	55,678 人	1,476 人

② 在宅高齢者の状況

ア 世帯構成別

世 帯 構 成	該 当 者 数
一人暮らし	9,269 人
高齢者のみ世帯人員	18,868 人
家族と同居	27,541 人
計	55,678 人

イ 身体状況別

区 分	該 当 者 数
元気	48,535 人
虚弱	5,090 人
介護が必要	2,053 人
その他	-
計	55,678 人

(3) 老人クラブ 3-2

① 老人クラブ数及び会員数

(平成 31 年 3 月末現在)

年 度	60 歳以上人口 (A)	老人クラブ数	会員数 (B)	加入率 (B/A)
平成 30 年度	79,357 人	304	12,441 人	15.7%

② 校区别老人クラブ結成状況

(平成 31 年 3 月末現在)

校 区 名	クラブ数	会員数 (人)	校 区 名	クラブ数	会員数 (人)
勸 興	15	415	蓮 池	4	186
循 誘	6	248	新 栄	6	303
日 新	0	0	若 楠	6	338
赤 松	4	115	開 成	0	0
神 野	6	348	諸 富	24	1,407
西 与 賀	8	386	大 和	24	917
嘉 瀬	17	623	富 士	15	774
巨 勢	7	310	三 瀬	8	368
兵 庫	13	509	中 川 副	13	491
高 木 瀬	8	397	大 詫 間	5	387
北 川 副	7	229	南 川 副	13	447
本 庄	11	359	西 川 副	13	522
鍋 島	14	461	東 与 賀	18	618
金 立	8	334	久 保 田	20	649
久 保 泉	11	300			

(4) 老人福祉センター・老人いこいの家 3-2

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区 分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成 30 年度 利用 状 況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館巨勢 (佐賀市巨勢老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和 43 年 5 月 10 日 平成 12 年 12 月改築	3,791 m ²	250 人	人 23,983
佐賀市巨勢町大字高尾 83 番 地 7 (TEL 24-5433)	市社会福 祉協議会	鉄骨造 平家建	800 m ²		82

名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成30年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館平松 (佐賀市平松老人福祉センター)	市社会福 祉協議会	昭和 53 年 2 月 13 日	3,445 m ²	160 人	人 36,141
佐賀市末広二丁目 12 番 5 号 (TEL 22-0441)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	598 m ²		124
いきがい館開成 (佐賀市開成老人福祉センター)	佐 賀 市	平成 6 年 4 月 1 日	3,665 m ²	200 人	13,371
佐賀市鍋島町大字森田 27 番 地 5 (TEL 32-1730)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	955 m ²		46
いきがい館大和 (佐賀市大和老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和 54 年 3 月 25 日	2,488 m ²	520 人	5,329
佐賀市大和町大字久池井 2970 番地 (TEL 62-0461)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,218 m ²		18
いきがい館久保田 (佐賀市久保田老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和 56 年 3 月 23 日	426 m ² (建築 面積)	155 人	4,467
佐賀市久保田町大字新田 3323 番地 (TEL 68-4512)	佐 賀 市	鉄骨造 2 階建	644 m ²		15

区 分	老人いこいの家の設置運営について（厚生省社会局長通 知）に基づく老人いこいの家				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成30年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館金立 (佐賀市金立いこいの家)	佐賀市	昭和 47 年 5 月 1 日	4,013 m ²	150 人	人 13,213
佐賀市金立町大字千布 2314 番地 1 (TEL 98-0540)	市社会福 祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	531 m ²		45

(5) 高齢者福祉事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	高齢者住宅等安心確保経費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年2回実施する	65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な市県民税非課税世帯の方
	日常生活用具等経費	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・火災警報器を給付する。	心身機能の低下に伴い防災等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等で市県民税非課税世帯の方
	高齢者実態調査事業	高齢者対策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する	市内在住で65歳以上の方
	安否確認事業	安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関に連絡する。	おおむね65歳以上の単身、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で、安否確認が必要な方
	緊急通報システム整備経費	在宅の高齢者世帯等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応対応を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	身体病弱な高齢者及び身体障がい者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
	軽度生活援助事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯等の方※介護保険の要支援・要介護者は利用できない

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	老人ホーム措置経費	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	65 歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方
	老人ホーム入所審査経費	養護老人ホーム等への入所措置の適性化を図る	老人ホーム入所審査会開催に要する経費
	生活支援ハウス運営経費	職員が 24 時間常駐し、入居者に対し、日常生活の援助、緊急時の対応、必要なサービスの利用手続きの援助等の生活支援を行う	60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方
	はり・きゅう・マッサージ扶助事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける 65 歳以上の高齢者に対し、1 回につき 800 円、年 12 回分を助成する施術券を交付する	65 歳以上の方
	地域包括支援センター運営経費	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを設置する市内 15 包括支援センター（直営 1、委託 14）	おおむね 65 歳以上の方
	成年後見制度利用支援経費	成年後見制度の利用に関して、特に必要と認められる方を対象に、後見人等の申立て支援や後見人等に支払う報酬を助成する	65 歳以上の方
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに福祉・介護に関する知識や技術についての講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民
	生活支援体制整備事業	第 1 層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）を設置、第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域づくりを推進する	一般市民

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	医療連携相談支援事業	高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置や、窓口病院グループ体制の構築、多職種連携研修会の実施等により、佐賀市医師会とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進する	医療関係者・介護関係者
	高齢者福祉施設マップ更新事業	介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施設情報をいつでも閲覧できるようにするため、佐賀市ホームページに掲載している「高齢者福祉施設マップ」の施設情報を更新する	一般市民
	入院時コミュニケーション支援事業	重度の ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が保険医療機関に入院した場合に、医師、看護師等と円滑な意思疎通が図れるよう支援することを目的として、当該患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者がその入院中に付き添うために必要な費用の一部を補助する	要介護認定を受けている重度の ALS 患者の方で、居宅サービスを利用しており、入院にあたり特別なコミュニケーション技術による支援が必要な方
家族介護への支援	家族介護教室事業	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防等についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る	高齢者を介護している家族や援助者
	家族介護用品支給事業	在宅の寝たきり高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援する	在宅で生活する概ね 65 歳以上の要介護 4・5 に相当する高齢者（以下高齢者と言う）を介護する家族の方。高齢者及び介護をする家族が市県民税非課税世帯の方

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	生活支援サービス事業 (生活支援員派遣)	社会適応困難な高齢者に日常生活や家事に対する支援・指導を半年間行う	概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要と認められる方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	生活支援サービス事業 (短期宿泊)	65 歳以上の人で、社会適応が困難な高齢者に短期間（年間 60 日上限）の宿泊で要介護状態への進行を予防し、日常生活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で社会適応が困難になった、概ね 65 歳以上の方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	高齢者ふれあいサロン事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、公民館等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動等を実施し、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくりを支援する	家に閉じこもりがちなおおむね 65 歳以上の高齢者等
	認知症対策事業	ア．ものわすれ相談室 ものわすれに関する相談を受け、認知症の早期発見・進行予防を図るとともに、適切なケアに結びつける	ものわすれが気になる方やその家族
		イ．認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成講座を開催し、一般市民の認知症についての正しい知識の普及を図る	一般市民・小中学校・各種団体・市職員等
		ウ．認知症地域支援推進員配置事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	認知症対策事業	エ．認知症初期集中支援チーム設置事業 認知症の人やその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため「佐賀市認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う	40歳以上の認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		オ．認知症ケアパス 認知症の人の生活機能障がいの進行状況に合わせ、「いつ・どこで・どのような医療・介護サービスを受ければよいのか」の流れを示したパンフレットを作成し相談対応時に活用する	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
	介護予防教室	ア．センター版元気アップ教室 運動機能の維持向上、口腔機能の向上、栄養改善等の内容を含む複合的なプログラムを行い要介護状態となることを予防する	65歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認定者は除く)
		イ．地域版元気アップ教室 地域の高齢者に対して、公民館等の身近な場で、運動機能の維持向上、口腔機能の向上、栄養改善等の内容を含む複合的なプログラムを行い、教室終了後は、自主活動を継続して行い要介護状態となることを予防する	教室開催地区在住の65歳以上の高齢者
		ウ．街なか元気アップ教室 運動機能の維持向上、口腔機能の向上、栄養改善等の内容を含む複合的なプログラムと買物活動を通じた生活機能訓練を複合的に行い要介護状態となることを予防する	65歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認定者は除く)
		エ．佐賀市運動教室 地域版元気アップ教室終了後に自主化した団体に対し、終了直後の一定期間に運動教室を実施し、自主運営を円滑に行えるよう支援を行う	地域版元気アップ教室終了後の自主グループ

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	介護予防教室	オ．介護予防支援者養成講座 自主活動を継続中のグループの支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会を提供し、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する	介護予防教室終了後に自主化したグループのお世話人等
		カ．介護予防教室自主グループ支援 自主活動を継続中のグループに対し、運動等の技術指導のフォローを実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する	にこにこ運動教室、地域版元気アップ教室、転ばん教室終了後、自主化したグループ
		キ．音楽サロン教室 体を動かしながら、発声、歌唱や演奏を行うことで、脳の活性化、手足や口腔の筋力維持、閉じこもり予防を図る	65 歳以上の高齢者
		ク．脳若教室 認知症予防を目的に開発した iPad を用いたトレーニングプログラムを導入することで、認知機能の改善を図る	65 歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認定者を除く)
		ケ．脳いきいき健康塾 読み書き、計算およびコミュニケーションを中心とした教室を開催することで、認知症予防を図る	65 歳以上の高齢者 (介護保険の要介護認定者は除く)
	介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス C 要支援者又は事業対象者を対象に、専門職等による運動、栄養、口腔について複合的なプログラムを短期間集中して提供することで、生活機能、運動機能等の改善を図る	要支援者、事業対象者
	指定介護予防支援事業	要支援 1・要支援 2 認定者及び事業対象者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施する	介護保険の要支援 1・要支援 2 認定者及び事業対象者
	高齢者健康教育事業	高齢者ふれあいサロンや老人クラブなどに出向き、介護予防のための健康教育を実施する	65 歳以上の高齢者

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	高齢者健康 教育事業	老人センター及び校区の公民館・サロン等に出向き、健康相談を実施する	65歳以上の高齢者
	地域共生ステーション 開設支援事業	地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）未整備の小中学校区において、当該施設の開設にかかる施設整備費及び初年度設備費の一部を補助する	地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）未整備の小中学校区において、当該施設の開設を行うNPO法人等
介護保険事業の円滑な推進	佐賀中部広域連合負担金	広域的な事務処理の共同化を推進することにより、介護保険制度の安定的かつ効率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規約により、構成市町は、均等割1割、人口割6割、高齢者人口割3割の負担をする（一般経費分）
	介護保険関係経費	構成市町における介護保険制度に関するシステム運用や収入額調査等の事務処理を行う	65歳以上の方 40歳～64歳の要介護認定を受けた方
	社会福祉法人利用者負担減免事業	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね65歳以上の方

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の生きがいきづくり・社会参加の促進	老人センター各種講座	ア．巨勢シルバーカレッジ事業 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館巨勢で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		イ．大和いきがい文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康麻雀、体操、ヨガ等の講座をいきがい館大和で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		ウ．金立いきいの家文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館金立で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		エ．平松清風大学運営費補助金 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館平松で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	市内在住の 60 歳以上の方
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60 歳以上の方（自作未発表の作品 1 人 1 点）
	敬老行事交付金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内 32 敬老行事開催町区及び老人ホーム 13 施設
	敬老祝金	最高齢者と 88 歳に記念品、100 歳に祝金を支給する	最高齢者 記念品 88 歳 記念品 100 歳 50,000 円
	シルバー人材センター助成事業	高齢者の社会参加と生きがいきづくりを目的に、会員に就労の場を斡旋するシルバー人材センターに助成を行う	概ね 60 歳以上の方
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車（株）がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成する	市内に住民登録がある 70 歳以上の方

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の生きがいきづくり・社会参加の促進	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付する	60 歳以上の方
		ア. 単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員
		イ. 老人クラブ連合会補助金 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		ウ. 健康づくり事業補助金 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員
		エ. 地域支え合い事業補助金 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する。次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいきづくりを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいきづくりを促進する	老人クラブ会員
		オ. 若手高齢者組織化・活動支援事業補助金 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員
	老人福祉センター等運営事業	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60 歳以上の方

(6) 介護保険制度 **3-2**

① 運営主体（保険者）

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。

・佐賀市 ・多久市 ・小城市 ・神埼市 ・吉野ヶ里町

② 第1号被保険者の状況（各年度3月末現在 単位：人）

	男	女	計
平成26年度	24,345	35,332	59,677
平成27年度	25,139	36,065	61,204
平成28年度	25,719	36,691	62,410
平成29年度	26,214	37,175	63,389
平成30年度	26,641	37,616	64,257

③ 要介護（要支援）認定者の状況（各年度3月末現在 単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成26年度	2,134	2,120	2,754	1,603	1,524	1,066	791	11,992
平成27年度	2,260	2,207	2,904	1,626	1,576	1,101	796	12,470
平成28年度	2,305	2,293	3,035	1,642	1,590	1,114	817	12,796
平成29年度	2,342	2,280	3,214	1,656	1,550	1,100	869	13,011
平成30年度	2,468	2,451	3,196	1,689	1,612	1,071	793	13,280

※認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

④ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市地域包括支援センター 〔おたっしや本舗佐賀〕	神野、勸興	佐賀市栄町 1 番 1 号	40-7284
佐賀市城南地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城南〕	赤松、北川 副	佐賀市南佐賀一丁目 13 番 5 号	41-5770
佐賀市昭栄地域包括支援センター 〔おたっしや本舗昭栄〕	日新、嘉 瀬、新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇 町 2358 番地 1	41-7500
佐賀市城東地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城東〕	循誘、巨 勢、兵庫	佐賀市兵庫町大字渕 1903 番地 1	33-5294
佐賀市城西地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城西〕	西与賀、本 庄	佐賀市本庄町大字本 庄 289 番地 3	41-8323
佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城北〕	高木瀬、若 楠	佐賀市若楠三丁目 1 番 11 号	20-6539
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしや本舗金泉〕	金立、久保 泉	佐賀市金立町大字千 布 2991 番地 1	71-8100
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしや本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目 3 番 20 号	97-9040
佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センタ ー	諸富町、蓮 池	佐賀市諸富町大字諸 富津 1 番地 2	47-5164
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしや本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼 寺 1870 番地	51-2411
佐賀市富土地域包括支援センター 〔おたっしや本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古 湯 2685 番地	58-2810
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしや本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原 3882 番地 6	56-2417
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしや本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿 江 623 番地 1	97-9034
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしや本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字 下古賀 1193 番地	45-3238
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしや本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字 新田 1109 番地 1	51-3993

10 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者 3-3

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2種類以上の身体の障がいをもつ重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障害者手帳所持者数（平成31年3月末現在）

種 別 \ 年 度	30 年度
視 覚 障 が い	673
聴覚・平衡機能障がい	973
音声・言語・そしゃく機能障がい	95
肢 体 不 自 由	5,879
内 部 機 能 障 が い	3,268
計	10,888

※ 未届出の異動者を除く。

② 障がいの等級別内訳（平成31年3月末現在）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	243	215	38	48	88	41	673
聴覚・平衡機能障がい	64	183	113	250	4	359	973
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	8	42	41	0	0	95
肢 体 不 自 由	762	955	819	1,588	1,307	448	5,879
内 部 機 能 障 が い	1,929	47	660	632	0	0	3,268
計	3,002	1,408	1,672	2,559	1,399	848	10,888

(2) 知的障がい者 3-3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別される。

① 最重度（IQ20以下）

日常生活において全面的に介助が必要

② 重 度（IQ21～35）

日常生活においてかなりの介助が必要

③ 中 度（I Q 36～50）

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④ 軽 度（I Q 51～70）

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

○ 療育手帳所持者数 （平成 31 年 3 月末現在）

年 度		30 年度
区 分		
療育手帳 A	18 歳未満	152
	18 歳以上	753
	小 計	905
療育手帳 B	18 歳未満	369
	18 歳以上	1,161
	小 計	1,530
計		2,435

(3) 精神障がい者 **3-3**

精神障がい者とは、統合失調症・そううつ病・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、自立支援医療（精神通院）を受けている人の数は 3,914 人となっている。

平成 7 年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）において、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設され、手帳に基づく各種の援護を受けることができるため、所持者数は年々増加し、平成 30 年度は 1,739 人に至っている。

現在、精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を進める取り組みを行っている。

平成 18 年度から障害者自立支援法（平成 25 年より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされる。）の施行に伴い、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

○ 精神障害者保健福祉手帳等所持者数 （平成 31 年 3 月末現在）

年 度		30 年度
区 分		
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		3,914
精神障害者保健福祉手帳所持者数		1,739
	1 級	101
	2 級	1,045
	3 級	593

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要	平成30年度実績
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額27,200円（平成31年度）を支給する。	給付件数 延べ2,368件
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児に対し、月額14,790円（平成31年度）を支給する。	給付件数 延べ1,766件
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	助成件数 一般 59,130件 後期高齢者医療 54,232件
グループホーム開設補助事業	施設から退所した障がい者等が入居するためのグループホームを開設した事業者に対し、補助金を交付する。	交付件数 5件
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	助成件数 2,530件
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	給付件数 1件
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	給付件数 腎臓 13,774件 心臓 197件 肢体 175件
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供する。	サービス利用者 延べ 35,205人
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	支給決定件数 535件

事業名	事業の概要	平成30年度実績
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。また、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援等の業務を総合的に行う。2市1町で実施。	延べ相談件数 14,261件
意思疎通支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内に手話通訳者を配置し、また、佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	配置人員 1人 (派遣回数) 手話通訳者 294回 要約筆記者 1回
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成及び、要約筆記講座を開講する。	(受講者数) 手話 17名 要約筆記 10名
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付又は貸与を行う。(付表2参照)	給付決定件数 4,910件
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	利用者数 183人 延べ利用時間数 14,004時間
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	延べ利用者数 8,923人
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。	利用者数 10人
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。	利用者数 7人 延べ利用回数 483回
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	利用者数 75人 延べ利用回 1,180回

事業名	事業の概要	平成30年度実績
障がい者体育大会の開催	障がい者の体力維持や社会参加の促進を図るとともに、市民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者の体育大会を開催する。	30年度は台風により中止
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合に、また、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。	（助成件数） 自動車運転免許 4件 自動車改造 9件
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24時間・365日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行う。	相談件数 1,148件 支援した障がい者数 46人
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、障害福祉サービス事業者等から療養介護医療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。	延べ利用件数 912件
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	延べ利用件数（月単位・事業所単位） 11,657件
発達障がい者及び家族支援事業	保護者を対象とした子育て支援プログラムの提供を行う。	子育て支援プログラムの参加者数 19人
障害者就労支援施設等支援事業	農業など福祉以外の業種との連携推進、商品開発や販路拡大、販売ツールの確保などに取り組む就労支援施設等の支援や、市をはじめ行政機関等が物品や役務などを発注する際の施設等との調整を行うため補助金を交付する。	事業の対象となる事業所数 63事業所 受注件数 29件

事業名	事業の概要	平成30年度 実績
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入に要する費用の一部を助成する。 ※平成30年度から、修理に要する費用の一部についても助成対象	補助件数 10件
障がい者等緊急時居室確保事業	介護者の急病等の理由で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者に対し、常時の緊急受入体制を確保することで、障がい者の地域における生活の安心感を担保する。2市1町で実施 ※平成30年9月1日から実施	緊急受入件数 5件 (実利用者数 4人) 空床確保協力事業所数 6法人8事業所 空床確保日数 212日

(付表 1) 補装具の種目

種 目
義肢
装具
座位保持装置
盲人安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
車椅子
電動車椅子
歩行器
座位保持椅子
起立保持具
頭部保持具
排便補助具
歩行補助つえ
重度障害者用意思伝達装置

(付表 2) 日常生活用具の種目

種 目	
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（児のみ）
	浴槽内昇降機
	訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	歩行補助つえ
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー
	人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	盲人用体温計（音声式）
	盲人用体重計
	盲人用血圧計（音声式）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	盲人用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
	人工内耳専用電池
	人工内耳用充電電池
	人工内耳用充電器
	点字図書
	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
排泄管理支援用具	ストーマ装具
	紙おむつ等
	収尿器
住宅改修費	居住生活動作補助用具
	天井走行型リフト

1 1 その他の福祉 3 - 1

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給等に関する法律による救済

一定規模以上の自然災害により死亡した者又は重度の障害を受けた者があるときは、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。また、世帯主が1ヵ月以上の負傷を負った場合、住家が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。（対象となる自然災害の規模は、弔慰金・見舞金と貸付金では異なる。）

○災害弔慰金支給実績（平成30年度）

区分	支給件数	弔慰金支給額
主たる生計維持者以外	1件	2,500,000円

③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災又は洪水等で、その程度が災害救助法を適用するに至らない災害の場合には、被害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○見舞金・見舞品・弔慰金支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	5人世帯の金額に1人増すごとに10,000円を加える。
	半壊・半焼半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	5人世帯の金額に1人増すごとに5,000円を加える。
見 舞 品 〔全壊・全焼全流失等のみ〕	毛 布	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	5人世帯の枚数に1人増すごとに1枚加える。
	洗 面 セット	1箱	1箱	2箱	2箱	3箱	3箱
弔慰金		死亡した者1人につき150,000円					

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

種 類 \ 年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
全壊・全焼・全流失	9	7	13	14	2
半壊・半焼・半流失	1	6	2	2	2

(2) 避難行動要支援者支援事業

災害時に自力での避難が困難であり時間を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」について、佐賀市と地域で情報を共有し、平常時の見守り体制や避難支援体制づくりを目指す。

具体的には、対象者要件を満たす全員について避難行動要支援者名簿を作成し、その名簿に記載されている者に外部への情報提供について同意確認を行う。確認に対し、同意した者を集約した同意方式名簿を作成し、民生委員、自治会などの避難支援等関係者に提供する。

この名簿をもとに、平常時からの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援等を行い、「地域力」を活かした見守りや避難支援の体制づくりを推進する。

① 対象者

主として高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する者をいう。

イ 要介護認定を受けている者（要支援 1～2、要介護 1～5）

ロ 身体障がい者（身体障害者手帳〔肢体（下肢・体幹）・視覚 1～3 級、聴覚 2～3 級〕を所持）

ハ 知的障がい者（療育手帳 A を所持）

ニ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1～2 級を持つ単身世帯者）

ホ 難病・発達障がい者で支援が必要な者

ヘ 病気やケガなどにより支援が必要な者

ト 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者（旧災害時要援護者を含む）

チ 自ら支援を希望する者

② 登録者数一覧

■避難行動要支援者名簿登録数一覧（平成 31 年 2 月末現在）

年度	避難行動要支援者	同意者	避難支援員	避難支援員確保率
H30	13,401	4,042	1,602	39.6%
H31	11,652	3,608	1,410	39.0%

③ 福祉避難所・福祉避難施設

公民館や小・中学校での避難生活が困難な要支援者の方たちのために、必要に応じて開設する。

○福祉避難所（15ヶ所）

施設名	所在地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12 番 5 号	0952-22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾 83 番地 7	0952-24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田 27 番地 5	0952-32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布 2314 番地 1	0952-98-0540
諸富町公民館	諸富町大字諸富津 7 番地	0952-47-4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津 52 番地	0952-47-7977
春日公民館	大和町大字尼寺 1875 番地	0952-62-3151
大和老人福祉センター	大和町大字久池井 2970 番地	0952-62-0461
富士公民館	富士町大字古湯 2624 番地	0952-58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野 1060 番地 12	0952-57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	0952-56-2200
南川副公民館	川副町大字鹿江 422 番地 1	0952-45-8919
東与賀保健センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地	0952-45-8022
久保田老人福祉センター	久保田町大字新田 3323 番地	0952-68-4512
久保田農村高齢者交流施設		0952-68-5090

○福祉避難施設（32ヶ所）

【介護老人福祉施設（12ヶ所）】

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町大字中原 2585 番地	0952-28-6166
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木 1170 番地	0952-30-1165
特別養護老人ホーム つばみ荘	北川副町大字光法 1480 番地 2	0952-25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町大字蛸久 1313 番地	0952-31-0711
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町大字川久保 1986 番地	0952-98-3521
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	0952-47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	0952-62-5566

施 設 名	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	0952-62-0303
特別養護老人ホーム なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	0952-64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	0952-56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	0952-45-5193
特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	0952-68-2136

【地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	0952-71-8055

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	0952-22-2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町大字湊 1912 番地 1	0952-33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	0952-98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	0952-98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地 4	0952-34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	0952-47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	0952-62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	0952-45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	0952-45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	0952-68-4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97-1318

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29-5284
佐賀整肢学園こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	0952-98-2211
佐賀整肢学園 オークス	金立町大字金立 168 番地 1	0952-98-3770
障害者支援施設 はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	0952-98-2575
いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	0952-62-1611
富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	0952-63-0107
めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	0952-34-7722

(3) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法・・・普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・障害年金

ウ 特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

○ 受付事務等の処理状況

（単位：件）

年 度 区 別		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
特 別 弔 慰 金		0	0	2,234	121	164	7
特別給付金（戦没者等の妻）		90	2	11	6	2	0
特別給付金（戦傷病者等の妻）		0	5	0	23	0	0
特別給付金（戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	0	0	0	0	0
	国債買上	0	0	0	0	0	0
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	0	0	0
	国債買上	0	0	0	6	0	0

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の援助を行っている。

(4) 社会福祉法人の監査等

主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受理や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○ 対象となる法人数（60 法人：平成 31 年 4 月 1 日現在）

該当施設・団体	法人数
障がい者福祉施設関係	13
老人福祉施設関係	12
保育所・認定こども園関係	33
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

(5) 多機関協働による相談支援包括化推進事業

多分野・多職種にわたる支援関係機関等の連携体制を構築するとともに、地域に必要な社会資源を創出することで、複合的な課題を抱える方の自立の促進を図るため、国のモデル事業である「多機関協働による相談支援包括化推進事業」に取り組んでいる。

① 支援の対象者

次のいずれかに該当する人（世帯）

- ・世帯の中に、福祉の悩みや問題を抱える人が複数人いる。
- ・本人が、複数の福祉の問題や悩みを抱えている。
- ・既存の福祉サービスの活用が困難な悩みや問題を抱えている。

② 事業内容

相談支援包括化推進員を配置し、下記の取組を実施する。

- ・相談者等に対する支援の実施
- ・相談支援包括化ネットワークの構築
- ・相談支援包括化推進会議の開催
- ・自主財源確保のための取組の推進
- ・新たな社会資源の創出
- ・相談支援業務の向上に必要な事業（研修等）

③ 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

④ 相談窓口

<福祉まると相談窓口>

- ・本庁舎 1 階 14 番窓口
- ・電話 0952-40-7247
- ・相談支援包括化推進員（専任）2 名配置

<社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 福祉課>

- ・佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3 階
- ・電話 0952-32-6670
- ・相談支援包括化推進員（兼任）2 名配置

(6) 地域力強化推進事業

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の課題解決力強化を図っている。

① CSW の活動内容

- ・個別支援

住民や福祉関係者と連携して、生活の困りごとを抱える住民等の相談・支援を行う。

- ・地域支援

地域における福祉活動の支援・担い手養成・組織化に向けた支援や校区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域団体と連携し、地域福祉活動を活性化する。

- ・新しいサービスの開発

現状の制度では対応できない課題に対し新たな仕組み作りを考えていく。

② 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

1 2 民生委員・児童委員 3 - 1

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

- ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正 6 年）
- ② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正 7 年）
- ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正 13 年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
- ④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和 3 年頃）
済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
- ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和 11 年）
国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
- ⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和 21 年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象にすることになった。
- ⑦ 児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 2 日）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。
- ⑧ 民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
- ⑨ 主任児童委員制度の創設（平成 6 年 1 月 1 日）
児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2) 任務・定数・任期・身分

- ① 任務（民生委員法第 1 条）
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
- ② 定数（民生委員法第 4 条）
民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。
条例を制定する場合においては、県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。
- ③ 任期（民生委員法第 10 条）
民生委員の任期は、3 年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- ④ 身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当する。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

- ① 民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- イ 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ウ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- エ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- オ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- カ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- カ その他、必要に応じて、児童及び助産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

- ア 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
- イ 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

538 人（うち主任児童委員定数 54 人）

(5) 地区協議会別民生委員・児童委員の実数

（平成 31 年 4 月 1 日現在 単位：人）

地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳		地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	15 (2)	6	9	久保泉	10 (2)	6	4
循 誘	23 (2)	9	14	蓮 池	7 (2)	4	3
日 新	25 (2)	2	23	新 栄	15 (2)	5	10
赤 松	18 (2)	3	15	若 楠	19 (1)	7	12
神 野	25 (2)	4	21	開 成	17 (2)	5	12
西与賀	13 (2)	6	7	諸 富	24 (2)	14	10
嘉 瀬	11 (2)	7	4	大 和	50 (2)	26	24
巨 勢	11 (2)	6	5	富 士	27 (2)	16	11
兵 庫	21 (2)	11	10	三 瀬	10 (2)	6	4
高木瀬	28 (2)	7	21	川 副	47 (3)	27	20
北川副	25 (2)	14	11	東与賀	20 (2)	12	8
本 庄	22 (2)	12	10	久保田	18 (2)	7	11
鍋 島	18 (2)	9	9	合 計	529 (52)	235	294
金 立	10 (2)	4	6				

※（ ）は、うち主任児童委員数（民生委員・児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

3 年未満	3 年以上 6 年未満	6 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上
218	132	98	75	6	0

(7) 活動状況 (平成 30 年度)

項 目		年間総数	年間 1 人あたり総数		
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	1,824 件	3.4 件	
		介護保険	717 件	1.3 件	
		健康・保健医療	2,234 件	4.2 件	
		子育て・母子保健	767 件	1.4 件	
		子どもの地域生活	3,547 件	6.6 件	
		子どもの教育・学校生活	1,439 件	2.7 件	
		生活費	348 件	0.6 件	
		年金・保険	104 件	0.2 件	
		仕 事	126 件	0.2 件	
		家族関係	604 件	1.1 件	
		住 居	304 件	0.6 件	
		生活環境	1,131 件	2.1 件	
		日常的な支援	6,841 件	12.7 件	
		その他	6,679 件	12.4 件	
		計	26,665 件	49.6 件	
		(分 野 別)	高齢者に関すること	16,429 件	30.5 件
			障がい者に関すること	682 件	1.3 件
	子どもに関すること		5,985 件	11.1 件	
	その他		3,569 件	6.6 件	
	計		26,665 件	49.6 件	
その他の活動件数	調査・実態把握	57,950 件	107.7 件		
	行事・事業・会議への参加協力	20,445 件	38.0 件		
	地域福祉活動・自主活動	38,600 件	71.7 件		
	民児協運営・研修	18,534 件	34.4 件		
	証明事務	886 件	1.6 件		
	要保護児童の発見の通告・仲介	144 件	0.3 件		
	計	136,569 件	253.8 件		
訪問回数	訪問・連絡活動	105,133 回	195.4 回		
	その他	81,754 回	152.0 回		
連絡調整回数	委員相互	20,174 回	37.5 回		
	その他の関係機関	13,850 回	25.7 回		
活動日数		97,493 日	181.2 日		

※年間 1 人あたりの取扱件数は、民生委員・児童委員定数 (538 人) で除して算出

1 3 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 3-5

昭和 60 年度から減少を続けてきた佐賀市の被保護世帯数は、バブル崩壊後の長引く不況等経済雇用情勢の悪化により平成 10 年度から増加傾向に転じた。さらに、平成 20 年秋のリーマンショック以降の急激な景気の悪化にともなって生活保護の申請が急増し、平成 30 年度には被保護世帯数 2,430 世帯、被保護人員 2,903 人、保護率 1.24%に達した。

このような状況の中、保護の実施体制の整備充実、他法他施策の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っている。

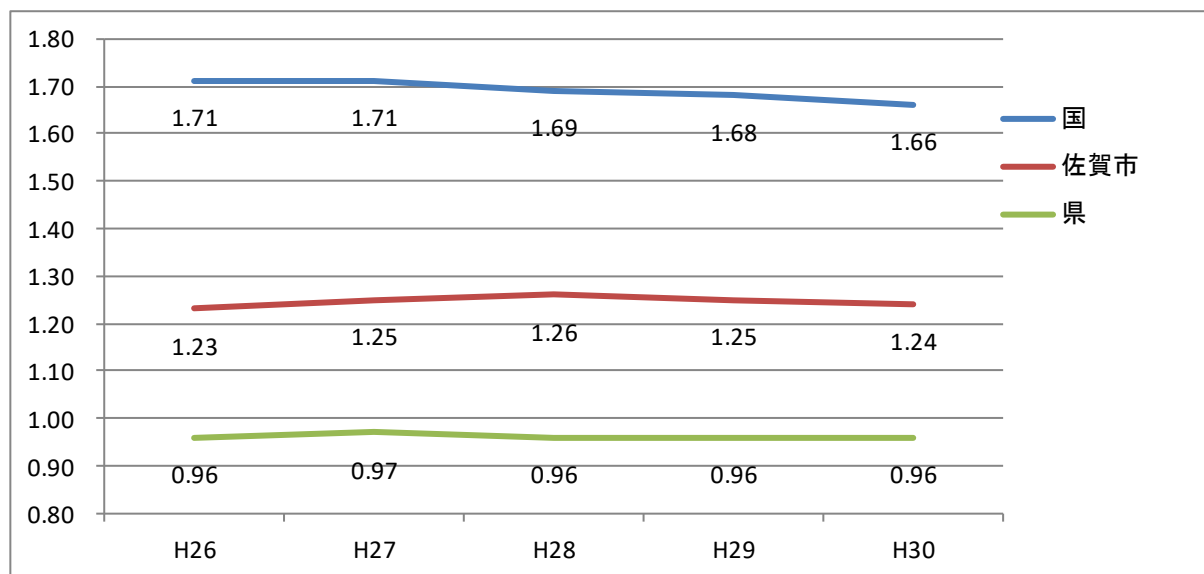
佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおり。

① 被保護世帯・人員の推移（年度平均値）

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率(%) (人口 100 人当り)		
					本 市	県	国
H26	2,317	100	2,885	100	1.23	0.96	1.71
H27	2,392	103	2,942	102	1.25	0.97	1.71
H28	2,418	104	2,949	102	1.26	0.96	1.69
H29	2,427	105	2,934	102	1.25	0.96	1.68
H30	2,430	105	2,903	101	1.24	0.96	1.66

$$\text{※ 指 数} = \frac{\text{各年度}}{\text{H26 年度}} \times 100 \qquad \text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 100$$

(図 1) 保護率の推移 (年度平均値) (人口 100 人当りの比率)



② 扶助費の年度別比較

年度 (月平均)	区分	現に保護を受けた者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
H26		2,317	2,885	2,134	2,670	1,770	2,241	92	116	507	515	2,207	2,703	0	0	36	41	5	5
H27		2,392	2,942	2,184	2,700	1,702	2,172	87	121	576	584	2,274	2,747	1	1	28	31	5	5
H28		2,418	2,949	2,203	2,701	1,685	2,143	85	117	630	644	2,306	2,781	0	0	39	43	5	5
H29		2,427	2,934	2,210	2,682	1,707	2,144	77	110	671	683	2,337	2,784	0	0	44	49	4	4
H30		2,430	2,903	2,206	2,650	1,757	2,173	69	103	695	710	2,356	2,783	0	0	44	50	5	5

(扶助費)

(単位: 千円, %)

扶助別 年度 区分	H26		H27		H28		H29		H30	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活	1,549,083	29.3	1,525,755	28.7	1,502,264	28.5	1,468,867	27.8	1,397,702	27.1
住宅	579,453	10.9	605,557	11.4	614,858	11.7	622,012	11.8	632,844	12.3
教育	15,061	0.3	15,213	0.3	14,809	0.3	14,610	0.3	12,217	0.2
介護	127,230	2.4	134,132	2.5	152,310	2.9	168,178	3.2	167,769	3.3
医療	2,848,764	53.8	2,869,611	54.0	2,822,804	53.5	2,852,293	53.9	2,792,663	54.1
出産	0		175		0		281		195	
生業	9,650	0.3	7,094	0.2	9,894	0.3	8,549	0.2	8,037	0.3
葬祭	8,853		6,426		8,546		6,832		7,661	
施設事務費	156,445	3.0	153,483	2.9	149,841	2.8	147,973	2.8	140,199	2.7
就労自立給付金	86	0.0	331	0.0	778	0.0	498	0.0	621	0.0
進学準備給付金									900	0.0
計	5,294,625	100.0	5,317,777	100.0	5,276,104	100.0	5,290,093	100.0	5,160,808	100.0

③ 世帯類型別被保護世帯数 (H31年4月分) (単位: 世帯数・%)

世帯数・比率 区分	世帯数	比率
高齢者世帯	1,438	59.0
母子世帯	77	3.2
障がい者世帯	278	11.4
傷病世帯	405	16.6
その他	240	9.8
計	2,438	100.0

④ 労働力類型別の保護世帯の状況 (H31年4月分) (単位: 世帯数・%)

世帯類型		現に保護を受けた世帯 (月中)						計	構成比
労働力類型		高齢者	母子	障がい者	傷病	その他	医療扶助 単給(再掲)		
世帯主が働いている	常用勤労者	25	26	42	43	74	0	210	12.3
	日雇労働者	9	4	15	14	19	0	61	
	内職者	4	1	1	1	1	0	8	
	その他	4	1	9	5	1	0	20	
世帯員が働いている		4	3	3	8	21	0	39	1.6
働いているものがない		1,392	42	208	334	124	20	2,100	86.1
計		1,438	77	278	405	240	20	2,438	100.0

1 4 福祉・就労支援と生活困窮者自立支援 3-5

(1) 福祉・就労支援事業

平成 24 年 8 月 1 日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局（ハローワーク佐賀）が共同で本庁 1 階窓口に「佐賀市福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、自立が見込める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方の就労による経済的・社会的自立を支援している。

① 平成 30 年度実績

○ えびすワークさがし相談件数 (件)

新規相談件数		再相談件数		合 計	
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
413	218	1,293	881	1,706	1,099

※ 支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等

○ 支援対象者の就職者数 (人)

生活保護受給者		児童扶養手当受給者		住居確保給付金受給者		生活保護相談段階の者		合 計	
	HW		HW		HW		HW		HW
113	86	169	136	8	8	0	0	290	230

※ HW＝ハローワーク佐賀の職業紹介による就職者数（内数）

(2) 生活自立支援センター

生活困窮者等が経済的・社会的に早期に自立することを支援するため、平成 25 年 10 月 25 日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な自立相談支援事業、就労促進のための就労準備支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための子どもの学習・生活支援事業等を実施している。

① 佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地 佐賀市白山二丁目 2 番 7 号 KITA JIMA ビル 1 階
 開設時間 午前 10 時～午後 6 時（土日、休日、年末年始は閉館）
 委託先 認定特定非営利活動法人 N P O スチューデント・サポート・フェイス

② 支援実績 (人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度
新規相談者数		426	360
支援プランを作成し、支援をした者		219	199
内 訳	就労準備支援	7	8
	学習支援	84	65
	生活改善その他の支援	128	126

※ 支援プランを作成し、支援をした者には、本人同意がない体験中の者を含む。

③ 就職、進学等の実績

(人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度
就労等を開始した者	就職者	50	51
	福祉的就労参加者	1	2
	公共職業訓練受講者	0	0
	合 計	51	53
進学等をした者	高等学校進学者	17	18
	高等学校卒業程度認定試験合格者	2	0
	大学等進学者	2	2
	合 計	21	20

(3) 住居確保給付金

住居確保・就労支援員を配置し、65歳未満の離職者であって、就労能力と就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は失うおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、就職支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

①支給額 生活保護の住宅扶助額に準拠した額（上限の例）

（単身世帯：30,300円、2人世帯：36,000円）

②支給期間 原則として3か月間とする。ただし、一定の条件を満たす場合には、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。（最大9か月）

年度	相談者数	支援対象者		実就職者	延べ就職
29 年度	24 人	新規決定	2 人	2 人	2 件
		延長決定	0 人	0 人	0 件
		前年度からの継続 ※1	2 人	2 人	2 件
		計	4 人	4 人	4 件
30 年度	38 人	新規決定	11 人	10 人	10 件
		延長決定	3 人	3 人	4 件
		前年度からの継続 ※1	0 人	0 人	0 件
		計	14 人	13 人	14 件

※1 支援対象者中、「前年度からの継続」には、前年度中に就職した者は含まない。

1 5 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業のあゆみ 3-4

昭和 20 年 7 月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
昭和 24 年 1 月	市公営（任意実施・強制加入制）
昭和 32 年 4 月	市全域国保実施事業内容完全統一（5 割給付）
昭和 36 年 10 月	世帯主の結核・精神病の 7 割給付
昭和 38 年 10 月	世帯主の 7 割給付実施
昭和 42 年 1 月	世帯員の 7 割給付実施
昭和 47 年 4 月	賦課事務を電算に委託
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度実施、70 歳以上医療費無料化
昭和 49 年 4 月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000 円）
昭和 53 年 4 月	高額療養費委任払方式の実施
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度の創設
平成 5 年 3 月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
平成 6 年 6 月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
平成 7 年 4 月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
平成 9 年 9 月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
平成 10 年 6 月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
平成 11 年 7 月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
平成 13 年 6 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設

平成 14 年 10 月	健康保険法等一部改正 一部負担金の見直し(3 歳未満：2 割、3 歳以上 69 歳以下：3 割、70 歳以上：1 割又は 2 割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ(5 年間で 70 歳から 75 歳に段階的に引き上げ)
平成 15 年 4 月	一部負担金の見直し(退職被保険者等：3 割) 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険税の所得割算定方法の見直し
平成 16 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 17 年 10 月	佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し新佐賀市となる 市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
平成 18 年 10 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満 上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し (70 歳以上現役並み所得者：3 割)、70 歳以上の高齢者に係る入 院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制 度の導入
平成 19 年 4 月	健康保険法等一部改正 70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
平成 20 年 4 月	健康保険法等一部改正 65 歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始 70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し(1 割→2 割) ※ ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き (以後毎年 1 年ずつ延長) 乳幼児の患者負担軽減(2 割)措置の拡大(3 歳未満→義務教育 就学前) 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け 高額介護合算療養費の施行 後期高齢者(75 歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65 歳～74 歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
平成 21 年 1 月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設 75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置
平成 21 年 2 月	国民健康保険法の一部改正 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保 険者証の交付
平成 21 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の運用延期(1 割→2 割→1 割) 指定公費負担制度の運用を 1 年延期
平成 21 年 8 月	高額医療高額介護合算制度(施行 平成 20 年 4 月)の本格運用開始
平成 21 年 10 月	出産育児一時金支給額の引き上げ(380,000 円から 420,000 円)

	に)ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、390,000 円
	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
平成 22 年 4 月	資格証明書交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者へ短期被保険者証の交付（有効期間 6 箇月）
	非自発的失業者に対する保険税軽減措置
	被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大）
平成 22 年 7 月	「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付
平成 24 年 4 月	限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大
平成 25 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担（2 割）運用開始
平成 27 年 1 月	高額療養費にかかる所得区分の見直し（3 区分⇒5 区分）
	産科医療補償制度掛金の引き下げ（30,000 円⇒16,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（390,000 円⇒404,000 円）
平成 28 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 29 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の上限額の見直し（年間上限額の設定等）
平成 30 年 4 月	財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変更
	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 30 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の所得区分の見直し（現役並み所得者を細分化、1 区分⇒3 区分）及び一般区分の外来限度額の引き上げ（14,000 円⇒18,000 円）
平成 31 年 4 月	国民健康保険税（医療分）の賦課限度額の改定

(2) 加入状況（一般・退職） **3-4** H30 年度実績 （単位：世帯・人・%）

年度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加入率	全市[C]	国保[D]	加入率	全市 [C/A]	国保 [D/B]
30	[100,231] 100,044	[29,017] 29,605	[28.95] 29.59	[232,629] 233,384	[47,769] 48,960	[20.53] 20.98	[2.32] 2.33	[1.65] 1.65

※ 年度年間平均（H30 年 4 月～H31 年 3 月）の数[]内の数値は H31 年 3 月 31 日現在の数

(3) 保険給付の状況 **3-4**

① 療養諸費の状況（一般＋退職）（単位：件・円）

年度	種 別	件 数	費 用 額	1 件あたり 費用額	1 人あたり 費用額
30	療養の給付	944,028	20,376,997,078	21,585	415,103
	療 養 費	23,292	188,585,880	8,097	3,842
	計	967,320	20,565,582,958	21,260	418,945

※ 療養の給付については、3 月診療分～2 月診療分（一般・退職）

※ 30 年度事業年報による

② 療養の給付〔診療費〕（一般＋退職）

年度	件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受診率 (%)	1件当り 日数 (日)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)
30	582,619	1,297,005	16,633,960,466	1,186.9	2.23	28,550	338,853

※ 昭和 58 年 2 月 1 日より老人保健法施行

※ 昭和 59 年 10 月 1 日より退職者医療制度の創設

※ 3 月診療分～2 月診療分（一般・退職） 30 年度事業年報による

③ 高額療養費・高額医療費（単位：件・円）

年度	区 分	一 般	退 職 者	計
30	件 数	38,828	207	39,035
	高 額 療 養	2,300,216,126	19,708,482	2,319,924,608

※ 30 年度事業年報による

④ 鍼灸施設利用費助成

佐賀市 助成単価：1,000 円（被保険者一人につき 1 日 1 回、1 年度中 48 回まで）

○ 鍼灸施設利用状況

利用証 交付人員 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A)／平均 被保険者数	1 人当たり 利用回数 (B)／(A)
1,458 人	11,021 回	11,021,000 円	3.05%	7.56 回

※ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの実績

(4) 保険財政（30年度） **3－4**

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損 額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対 予算	対 調定
国 民 健 康 保 険 税	5,604,552,000	6,386,583,304	5,623,226,738	38,597,100	724,759,466	100.33	88.05
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0.00	0.00
使用料及び 手 数 料	3,806,000	3,221,801	3,221,801	0	0	84.65	100.00
県 支 出 金	19,036,607,000	18,548,516,000	18,548,516,000	0	0	97.44	100.00
財 産 収 入	4,000	2,002	2,002	0	0	50.05	100.00
繰 入 金	2,578,139,000	2,550,301,670	2,550,301,670	0	0	98.92	100.00
繰 越 金	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00
諸 収 入	320,864,000	324,060,715	320,186,285	186,898	3,687,532	99.79	98.81
国庫支出金	0	11,000	11,000	0	0	0.00	100.00
計	27,543,977,000	27,812,696,492	27,045,465,496	38,783,998	728,446,998	98.19	97.24

※ 収入済額には、還付未済額 7,064,879 円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	551,937,000	526,553,025	25,383,975	95.40
保 険 給 付 費	18,567,250,000	17,944,403,877	622,846,123	96.65
国民健康保険事業費納付金	7,648,166,000	7,648,163,705	2,295	100.00
共 同 事 業 拠 出 金	6,000	3,416	2,584	56.93
保 健 事 業 費	194,468,000	148,968,268	45,499,732	76.60
基 金 積 立 金	4,000	2,002	1,998	50.05
公 債 費	839,000	114,684	724,316	13.67
諸 支 出 金	557,603,000	556,322,058	1,280,942	99.77
予 備 費	23,704,000	0	23,704,000	0.00
計	27,543,977,000	26,824,531,035	719,445,965	97.39

(5) 国民健康保険特別会計決算 **3-4** (単位:千円)

区 分 \ 年 度	平成30年度
歳 入 総 額A	27,045,465
歳 出 総 額B	26,824,531
歳入歳出差引額C (A-B)	220,934
基 金 繰 入 金 D	0
繰 越 金E	0
国庫負担金等精算額F	236,852
単年度経常収支G (C-D-E+F)	457,786

(6) 保険税 **3-4**

賦課の概要 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

- ① 賦課期日 4 月 1 日
- ② 賦課方法 3 方式
- ③ 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額 (年額)
- ④ 賦課限度額 医療分 61 万円、後期高齢者支援分 19 万円、介護分 16 万円
- ⑤ 地方税法第 703 条の 5 の規定による国民健康保険税の減額内容

ア 前年中の減税対象所得が 33 万円を超えない世帯は、均等割額並びに平等割額の 7 割相当額をそれぞれ減額する。

イ 前年中の減税対象所得が 33 万円に被保険者 1 人につき 28 万円を加算した金額を超えない場合は、均等割額並びに平等割額の 5 割相当額をそれぞれ減額する。

ウ 前年中の減税対象所得が 33 万円に被保険者 1 人につき 51 万円を加算した金額を超えない場合は、均等割額並びに平等割額の 2 割相当額をそれぞれ減額する。

※減額対象所得は擬制世帯主 (国保の被保険者でない世帯主) を含む。

区 分 \ 年 度		平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
医 療 分	所 得 割 額 (%)	10.4	10.4
	均 等 割 額 (円)	25,100	25,100
	平 等 割 額 (円)	36,700	36,700
支 援 金 分 後期高齢者	所 得 割 額 (%)	2.6	2.6
	均 等 割 額 (円)	8,300	8,300
	平 等 割 額 (円)	6,500	6,500
介 護 分 (40歳以上65歳未満の人)	所 得 割 額 (%)	2.8	2.8
	均 等 割 額 (円)	9,700	9,700
	平 等 割 額 (円)	5,200	5,200

(7) 徴収状況（現年課税分） **3-4**

年度	区 分	調 定 額（円）		収 納 額（円）		収納率 （％）
			うち居所不明者分		うち還付未済額	
30	一 般	5,587,471,371	780,600	5,431,653,483	6,760,205	97.10
	退 職	32,744,329	0	32,643,771	61,675	99.50
	計	5,620,215,700	780,600	5,464,297,254	6,821,880	97.12

※ 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容（30 年度） **3-4**

① 療養の給付

保険証を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合

- ・ 義務教育就学前 2 割
- ・ 義務教育就学後 70 歳未満 3 割
- ・ 70 歳以上 75 歳未満 2 割

※ 現役並み所得者（課税所得 145 万以上）は 3 割

② 療養費

次のような場合には、自己負担額を除いた額が支給される。

- ・ 輸血時の生血代、移植用臍帯血・骨髄の搬送費用、海外渡航中に現地で治療を受けたとき、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う自己負担額と介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算して限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により医療機関にやむを得ず移送され費用がかかった際、移送費が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、40.4 万円支給される。ただし産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは 1.6 万円を加算。妊娠 85 日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に 3 万円支給される。

⑨ 退職者医療

国保に加入している 65 歳未満でかつ長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人（退職被保険者本人）とその被扶養者が対象で、自己負担割合は国保一般被保険者と同じ。

被保険者に特段の影響はないが、対象者の療養給付等費用額が、後日社会保険診療報酬支払基金から支払われる制度となっている。そのため、医療費適正化事業として、退職国保加入資格のある被保険者について切替作業を行っている。

(9) 三瀬診療所 **3-4**

① 沿革

昭和 26 年 4 月	三瀬村国保組合診療所として組織発足 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工
昭和 26 年 12 月 20 日	診療所（木造瓦葺平屋建 100.75 坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建 23.25 坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
昭和 35 年 7 月 1 日	三瀬村国民健康保険診療所に改称
昭和 47 年 9 月 19 日	診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬 2615 番地に新築工事着工
昭和 48 年 5 月 1 日	新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート 2 階建 400.298 m ² 医師住宅 木造瓦葺平屋建 85.598 m ² ）
昭和 54 年 4 月 1 日	歯科診療開始
平成 14 年 4 月 18 日	三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター（診療所・保健センター）完成 5 月 1 日から診療開始 診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95 m ² 医師住宅 " 115.93 m ²
平成 17 年 10 月 1 日	市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

② 事業概要

ア 診療所開設年月日	平成 17 年 10 月 1 日（当初 昭和 26 年 12 月 20 日）
イ 医療圏名	佐賀中部保健医療圏
ウ 医療圏人口	345,350 人（H31.3 月末現在）
エ 診療圏面積	三瀬村 40.70 K m ²
オ 診療圏人口	1,276 人（H31.3 月末現在）
カ 診療科目（4 科）	内科、外科、小児科、歯科
キ 診療時間	平 日 9：00～17：00

土曜日 内科・外科・小児科…9：00～12：00、歯科…9：00～17：00

(休診：日曜日、祝日、年末年始、内科…火・金・土曜日午後、歯科…水曜日午後、木曜日)

ク 病床数

一般病床 6 床

ケ 医療機器の整備状況

X線撮影装置、生化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

コ 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③ 受診者数 (単位：人)

区 分	30 年度
内 科	6,005
歯 科	2,866
合 計	8,871

④ 診療収入状況 (単位：円)

区 分	30 年度
内 科	39,517,973
歯 科	18,741,384
合 計	58,259,357

1 6 国民年金 3-2

(1) 国民年金のあらまし

国民年金は昭和 61 年 4 月 1 日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度となった。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 グループに分けられる。この 3 グループごとでは給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
種別	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など（60 歳以上及び外国に居住している 65 歳未満の人で任意加入者を含む）	厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金や共済組合に加入されている人に扶養されている妻（夫）で、20 歳以上 60 歳未満の人
納付方法	納付書払い・口座振替 クレジットカード納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出される （自ら納める必要はありません）

② 国民年金の適用の推移

平成 3 年 4 月 1 日から、20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和 36 年 4 月 1 日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

1	(1)被用者年金制度の加入者	適 用 除 外		強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用
2	(1)国会議員	適 用 除 外	任 意 適 用	強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任 意 適 用	強 制 適 用
	(2)その配偶者	強制適用	任 意 適 用	強 制 適 用

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任 意 適 用			
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任 意 適 用		強 制 適 用	
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任 意 適 用		強 制 適 用	
	(2)その配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任 意 適 用		強 制 適 用	
8	学生	任 意 適 用			強制適用
9	在日外国人	適 用 除 外		強 制 適 用	
10	国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の者	適 用 除 外		任 意 適 用	
11	海外在住の 20 歳以上 65 歳未満の邦人	適 用 除 外		任 意 適 用	

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第1号被保険者 ・任意加入被保険者数			被 保 険 者 数 (D)	C 被 + 保 D 険 (者 E 総 数)
	被 保 険 者 数 (A)	被 保 険 者 数 (B)	任 意 加 入 計 (C)		
30	27,169	299	27,468	14,296	41,764

(3) 保険料収納状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率(%)	佐賀県(%)
30	182,249	129,701	71.2	71.5

(4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被保険 者数 (A)	免 除 被 保 険 者 数								免 除 率 $\frac{(B)}{(A)}$ (%)	(佐 賀 県)
		法定免除	申 請 免 除					学 生 納 付 特 例	計 (B)		
			全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	納付猶予				
30	27,169	2,555	4,451	477	292	163	1,195	3,774	12,907	47.5	43.0

(5) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
30	62,845	41,891,301	4,912	4,238,864	530	395,669	68,287	46,525,834

(6) 福祉年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
30	0	0

(7) 寡婦年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
30	43	19,613,152

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年 金 額	所得制限
老 齢 基 礎 年 金	- 原則として65歳から。 - 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて10年以上あること。 ※平成29年8月から、資格期間が25年から10年に短縮された。	- 満額で年779,300円 (月額)64,941円 - 加入可能期間(昭和16年4月2日以降生まれの人は40年)中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。	な し
	(主な計算例 H21.4月から適用) $779,300円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{保険料半額納付月数} \times \frac{3}{4} + \text{保険料1/4納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{保険料3/4納付月数} \times \frac{7}{8}}{40年(加入可能年数)} \times 12$ H21.3月までの適用 保険料全額免除3分の1 保険料半額納付3分の2 保険料4分の1納付2分の1 保険料4分の3納付6分の5		
障 害 基 礎 年 金	- 対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当する者。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得制限が設けられている。 - 初診日前に保険料納付済期間(免除期間を含む)が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成38年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。	1級障害基礎年金＝974,125円 2級障害基礎年金＝779,300円 18歳未満の子の加算 1人＝224,300円 2人＝448,600円 3人以上＝448,600円＋1人増すごとに74,800円	な し *無拠出障害基礎年金(障害福祉年金からの裁定替及び20歳前障害)は所得制限あり
特 別 障 害 給 付 金	- 下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ① 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者 ② 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生	- 障害基礎年金1級に該当する者 ＝月額51,650円 - 障害基礎年金2級に該当する者 ＝月額41,320円	あ り
遺 族 基 礎 年 金	- 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子(18歳未満または1・2級の障害がある20歳未満)のある配偶者か子 ① 保険料の納付期間(免除期間を含む)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成38年3月31日までは、死亡の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ② 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。(生計維持の認定基準は、死亡時に配偶者の年収が850万円未満)	- 妻の年金額＝779,300円 - 子の加算額 1人＝224,300円 2人＝448,600円 3人以上＝448,600円＋1人増すごとに74,800円	あ り
寡 婦 年 金	第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けずに死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。(年収850万円未満の妻)	夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4	あ り
死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。	保険料納付期間が36月以上180月未満＝120,000円等、納付済期間によって金額が決定される	な し
老 齢 福 祉 年 金	昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。	年金額 399,300円 (月額) 33,275円	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある
未 支 給 年 金	受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。		な し

17 後期高齢者医療制度 3-2

(1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が4割、公費5割のほか、高齢者からの保険料が1割と、現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2) 運営主体

佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）

※ 保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

(3) 被保険者

① 75歳以上の人

② 65歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人）

（平成31年3月末現在）

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳～	計（人）
佐賀市	342	347	11,622	9,248	6,845	3,366	982	165	32,917
佐賀県	909	1,094	42,292	35,333	26,257	13,671	4,075	668	124,299

(4) 保険給付の内容（平成31年度）

① 療養の給付

保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

※ 自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割、現役並み所得者は3割。

② 療養費

やむを得ない事情等で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について支給される。

例) ・急病でやむなく被保険者証を持たずに受診したとき

・医師が認めたコルセット等の治療用装具を作成したとき

・療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたとき

③ 入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④ 入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥ 高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。

⑦ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) はり・きゅう・あん摩等施設利用助成

佐賀市の事業として、市内に居住する後期高齢者医療の被保険者の方に、はり・きゅう・あん摩等施設の利用に際して助成を行う「はり、きゅう、あん摩等施設利用証」を交付している。

佐賀市指定の施術院で、施術の際に後期高齢者医療被保険者証と利用証を提示することで、1回の施術につき1,000円の助成を年間36回まで受けることができる。

はり・きゅう・あん摩等施設利用状況				
利用証交付人員 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額)	利用証交付率 (A) / 被保険者数	一人当たり 利用回数 (B) / (A)
1,732	12,491	12,491,000	5.26	7.21

※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの実績

(6) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率
佐賀市	3,945	32,476	12.15%
佐賀県	21,027	123,007	17.09%

(7) 保険料（平成31年度改正）

① 賦課期日 毎年 4 月 1 日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。

保険料額 62万円を限度	=	①所得割額 被保険者の所得 に応じて算定	+	②均等割額 被保険者一人 当たりの定額
------------------------	---	-----------------------------------	---	----------------------------------

所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 (9.88／100) } 確定保険料
均等割額＝ 51,800 円 } (62 万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額＝前年中の所得－33 万円

③ 保険料の軽減内容

ア 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定金額を超えない場合は、均等割額が次の基準で軽減される。

i 2 割軽減

前年中の総所得金額等の合計額が世帯の被保険者数×51 万円＋33 万円を超えない世帯の被保険者

ii 5 割軽減

前年中の総所得金額等の合計額が世帯の被保険者数×28 万円＋33 万円を超えない世帯の被保険者

iii 8.5 割軽減

前年中の総所得金額等の合計額が、33 万円を超えない世帯の被保険者

iv 8 割軽減 (※)

8.5 割軽減世帯のうち、被保険者全員の各所得（年金の場合は、年金収入から 80 万円を差し引いた額を使用）の合計が 0 円となる世帯の被保険者

※年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援の対象となります。（ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。）

イ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれません。）の被扶養者だった人は、それまでは保険料を負担されていなかったことから、均等割額を 5 割軽減（資格取得後 2 年間）し、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額 18 万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の 2 分の 1 を超えない方は原則として年金からの差し引き（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人も手続きにより口座振替に変更することができる。

(8) 保険料収納状況（平成30年度）

	種別	特別徴収（円）	普通徴収（円）	合計（円）	特・普合計収納率
					普徴収納率
佐賀市	調定	1,322,740,500	1,039,766,500	2,362,507,000	99.69%
	収納	1,322,740,500	1,032,387,591	2,355,128,091	99.29%
佐賀県	調定	4,773,334,400	2,807,306,300	7,580,640,700	99.67%
	収納	4,773,334,400	2,782,122,800	7,555,457,200	99.10%